

「医薬品副作用被害救済制度に関する認知度調査」
調査報告書
＜＜医療関係者＞＞

平成23年 2月22日

独立行政法人医薬品医療機器総合機構 健康被害救済部



目次

調査概要	P3
対象者のプロフィール	P4
Summary	P6
詳細内容	P11
1 医薬品副作用被害救済制度 認知率	P12
2 医薬品副作用被害救済制度 認知内容	P21
3 医薬品副作用被害救済制度 運営主体について	P27
4 医薬品副作用被害救済制度 認知経路	P28
5 医薬品副作用被害救済制度 クチコミ経路	P29
6 医薬品副作用被害救済制度 パンフレット・ポスター等接触場所	P30
7 医薬品副作用被害救済制度との関わりについて	P31
8 広告の認知率	P32
9 広告の接触媒体	P33
10 医薬品副作用被害救済制度を勧めたいか	P34
11 医薬品副作用被害救済制度 勧めたくない理由	P35
12 医薬品副作用被害救済制度 情報入手経路	P37
13 普段読んでいる医療関係専門誌 〈自由記述〉	P38
14 医薬品副作用被害救済制度 有効な周知方法 〈自由記述〉	P39
15 医療安全管理者 担当経験の有無	P40
16 医療安全管理者 担当経験の有無別健康被害救済制度	
－ 医薬品副作用被害救済制度・生物由来製品感染等被害救済制度 認知率	P41
付録: 調査票	P42

調査概要

- ・ 調査目的 医薬品副作用被害救済制度の浸透度を把握し、今後の基礎資料とする
- ・ 調査対象 医師・薬剤師・歯科医師・看護師
- ・ 調査地域 全国
- ・ 調査方法 インターネット調査
- ・ 調査時期 平成22年度調査:平成22年度11月18日(木)～11月23日(火)
平成21年度調査:平成21年度7月24日(金)～8月4日(火)
- ・ 有効回答数 平成22年度調査:3,377サンプル
平成21年度調査:3,438サンプル

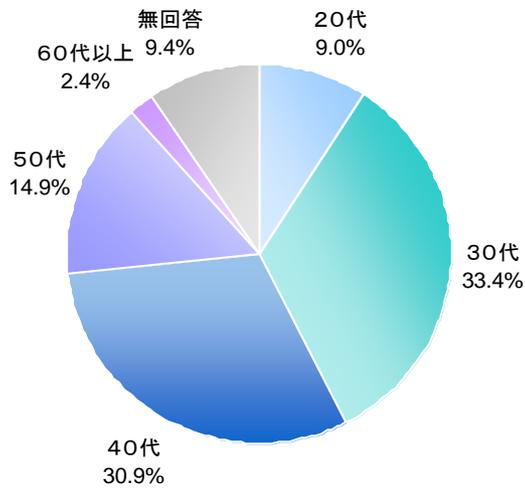
	平成22年度	平成21年度
【医師】病院勤務(20床以上)	515	515
【医師】診療所勤務(20床未満)	506	517
【薬剤師】病院・診療所勤務	509	516
【薬剤師】薬局勤務	519	519
【看護師】病院勤務(20床以上)	508	508
【看護師】診療所勤務(20床未満)	502	545
【歯科医師】病院・診療所勤務 計	318	318
全体	3,377	3,438

(人) (人)

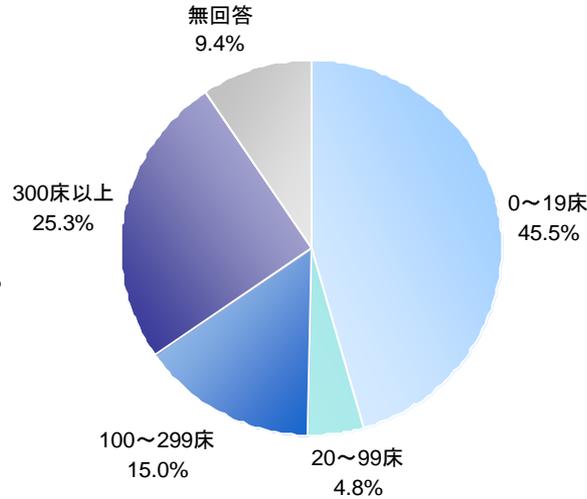
- ・ 調査実施機関 株式会社マクロミル

対象者のプロフィール (n=3,377)

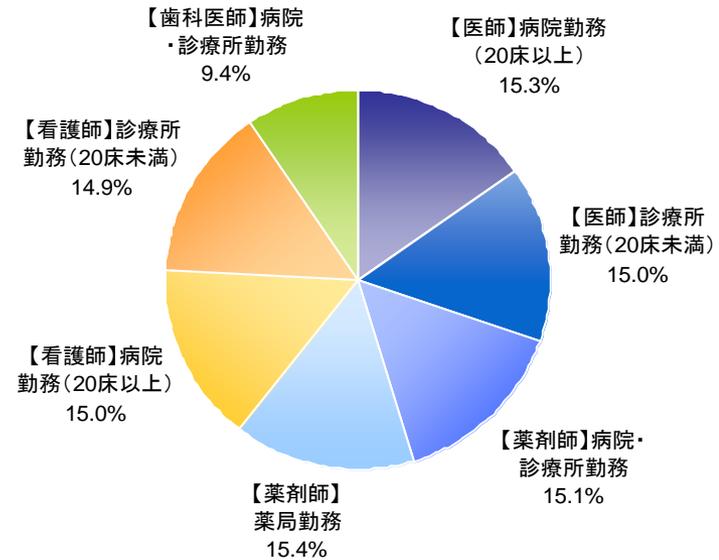
【年代別】



【施設規模】



【割付セル】

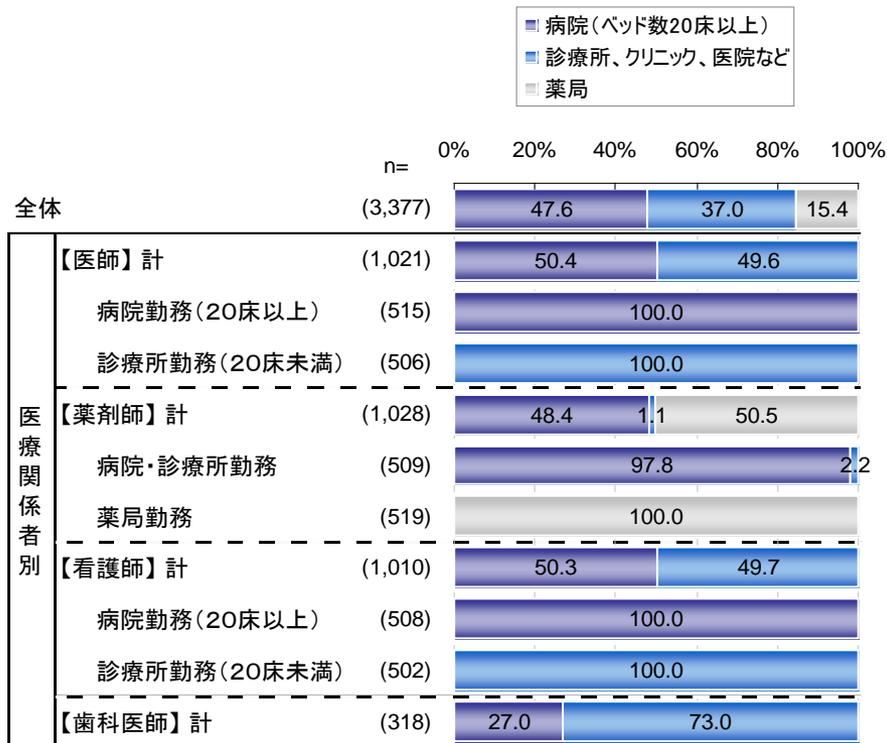


年代別 無回答 ...【歯科医師】病院・診療所勤務は「無回答」

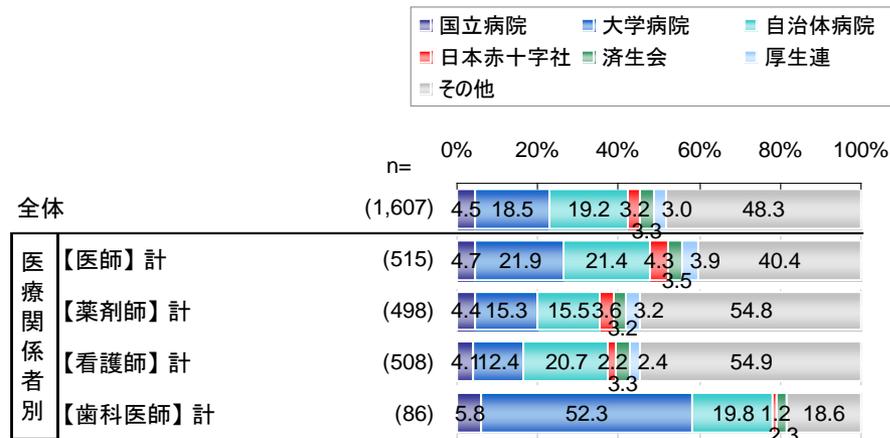
施設規模 無回答 ...【歯科医師】病院・診療所勤務は「無回答」

対象者のプロフィール

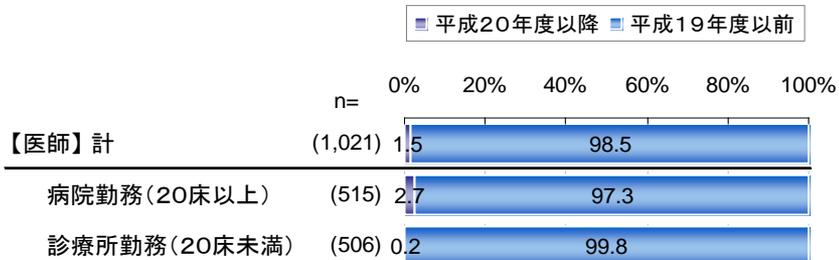
【勤務先施設】



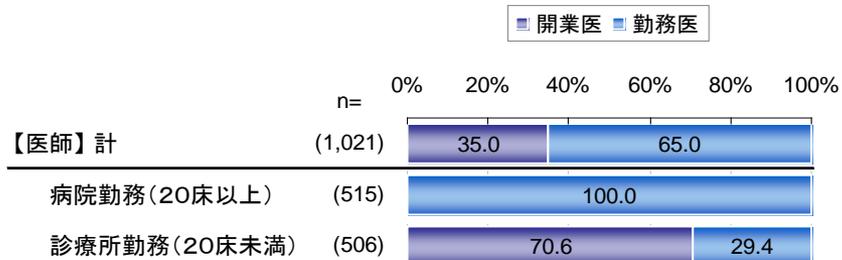
【勤務先】 * 病院勤務者ベース



【医師国家試験合格時期】 * 医師ベース



【勤務形態】 * 医師ベース

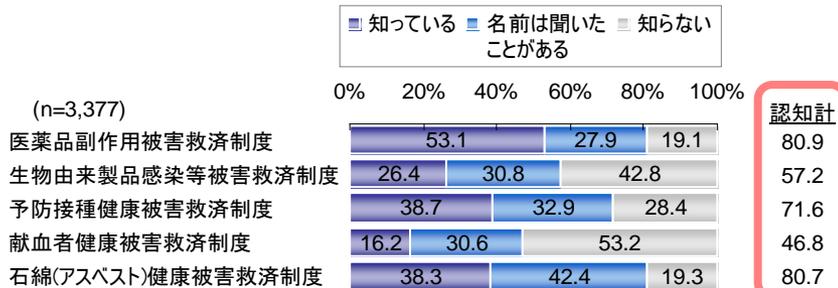


Summary

Summary

【健康被害救済制度 認知率】

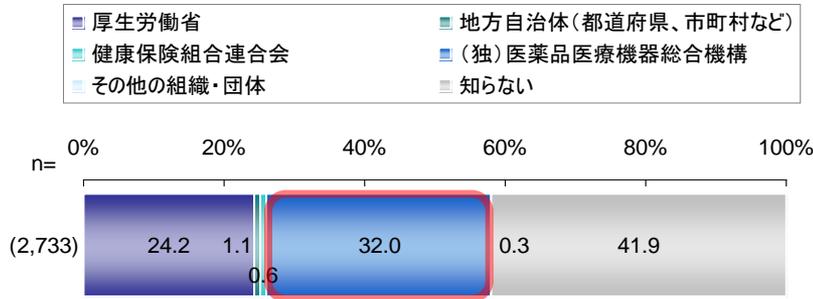
単一回答



【医薬品副作用被害救済制度 運営主体について】

単一回答

* 医薬品副作用被害救済制度認知者ベース

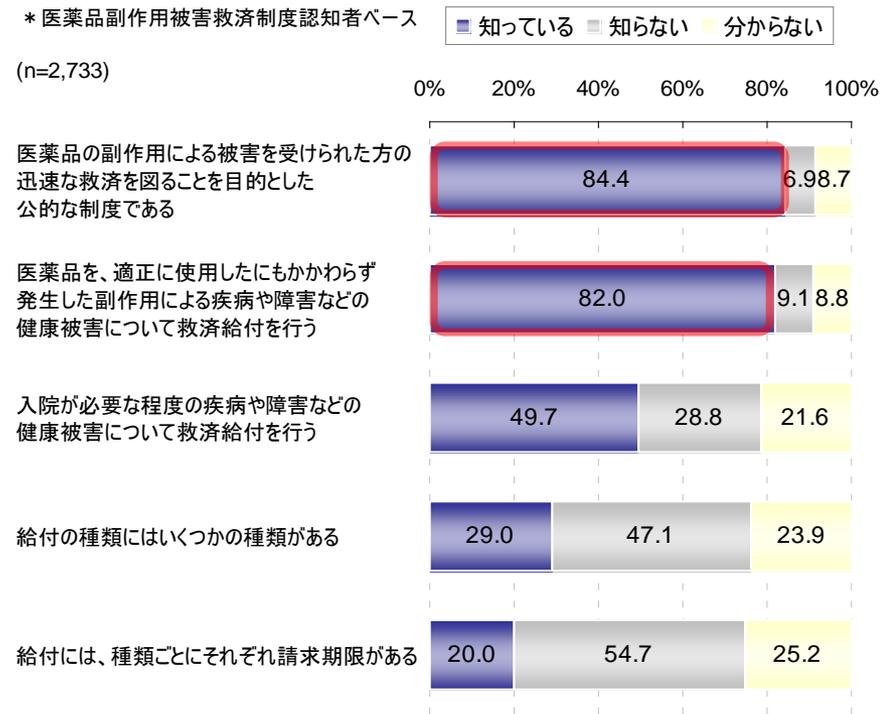


【医薬品副作用被害救済制度 内容認知】

単一回答

* 医薬品副作用被害救済制度認知者ベース

(n=2,733)



- ✓ 医薬品副作用被害救済制度の認知率は、「知っている」、「名前は聞いたことがある」を合わせると81%。明確に「知っている」との回答は、53%。
 - 『薬剤師』では「知っている」のスコアが約9割。「名前は聞いたことがある」を合わせた認知率ではほぼ全数。
- ✓ 運営主体については、医薬品副作用被害救済制度認知者の32%が「(独)医薬品医療機器総合機構」と回答。次いで「厚生労働省」24%。
 - 『薬剤師』は「(独)医薬品医療機器総合機構」が半数と高く、『薬剤師(病院・診療所勤務)』では6割を占める。
- ✓ 医薬品副作用被害救済制度に関する認知内容を見ると、「医薬品の副作用による被害を受けられた方の迅速な救済を図ることを目的とした公的な制度である」、「医薬品を、適正に使用したにもかかわらず発生した副作用による疾病や障害などの健康被害について救済給付を行う」の2項目が8割超と圧倒的に高い。
 - 内容認知については、『薬剤師』のスコアが他の医療従事者と比べ全般的に高め。

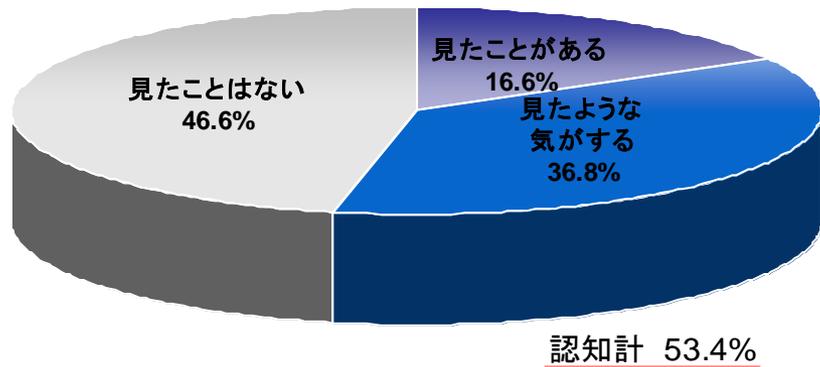
Summary

【新聞・交通広告、ポスター 認知率】

単一回答



(n=3,377)

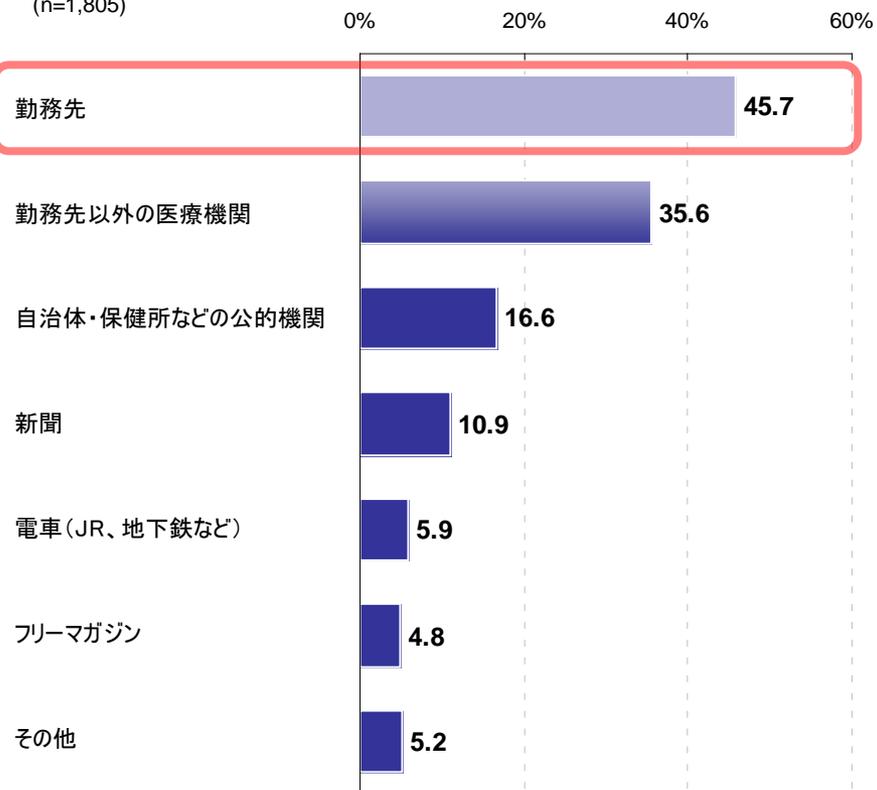


【広告 接触媒体】

複数回答

* 広告接触者ベース

(n=1,805)



✓新聞・交通広告、ポスターの認知率は、「見たことがある」、「見たような気がする」を合わせると53%。明確に「見たことがある」と回答した人は17%。
 ・『薬剤師(病院・診療所勤務)』では、72%が認知。

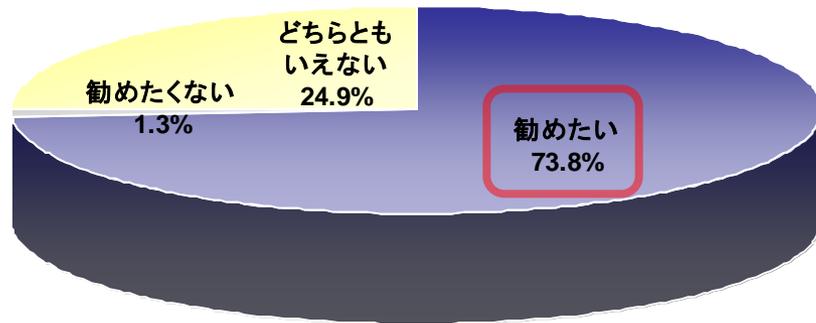
✓広告認知者の主な接触媒体は、「勤務先」46%、「勤務先以外の医療機関」36%。
 ・『薬剤師』では「勤務先」が6割超と高い。『看護師』、『歯科医師』では「勤務先以外の医療機関」が約半数でトップ。

Summary

【医薬品副作用被害救済制度を勧めたいか】

単一回答

(n=3,377)

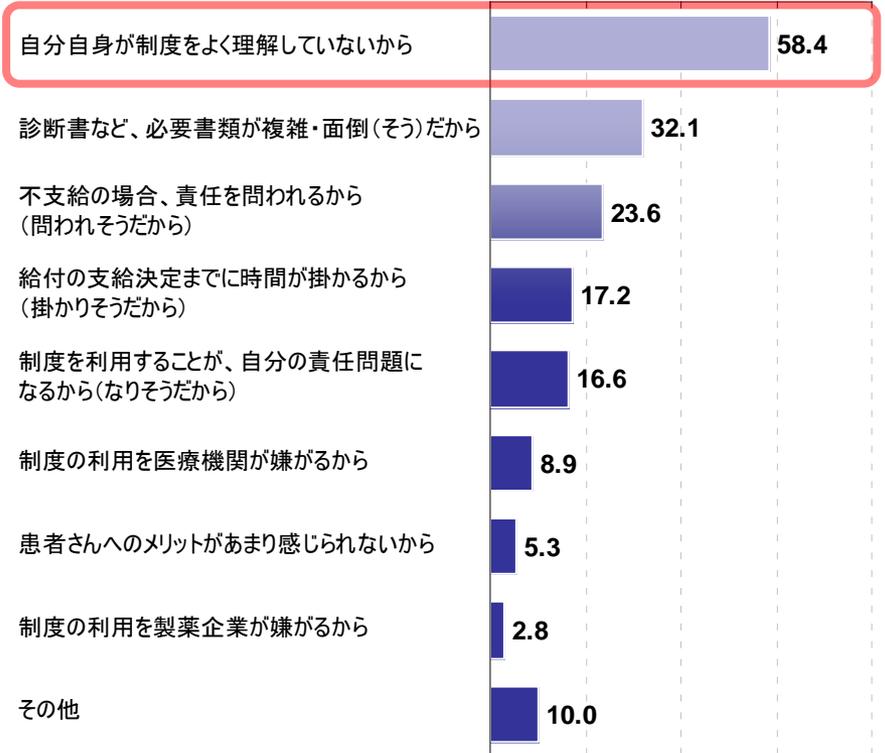


【医薬品副作用被害救済制度 勧めたくない理由】

複数回答

* 医薬品副作用被害救済制度を「勧めたくない・どちらともいえない」と回答した者ベース (n=886)

0% 20% 40% 60% 80%



✓ 医薬品副作用被害救済制度を患者に勧めたいかについて、74%が「勧めたい」と回答。「勧めたくない」は1%。

• 『薬剤師(病院・診療所勤務)』は、「勧めたい」が84%と高め。

✓ 医薬品副作用被害救済制度を患者に勧めたくない主な理由は、「自分自身が制度をよく理解していないから」58%でトップ。次いで、「診断書など、必要書類が複雑・面倒だから」32%、「不支給の場合、責任を問われるから(問われそうだから)」24%。

• 「自分自身が制度をよく理解していないから」は『看護師』で特に高く、約7割に達する。

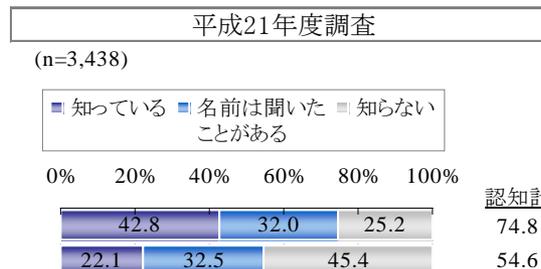
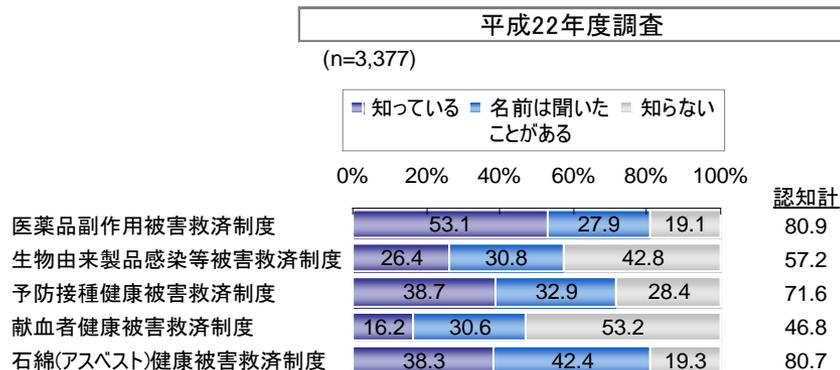
• 『医師』は、「診断書など、必要書類が複雑・面倒だから」が他の医療従事者と比べて高い。

• 『薬剤師(病院・診療所勤務)』、『歯科医師』では、「自分自身が制度をよく理解していないから」を除く上位項目で高い。

Summary 《参考 年度比較》

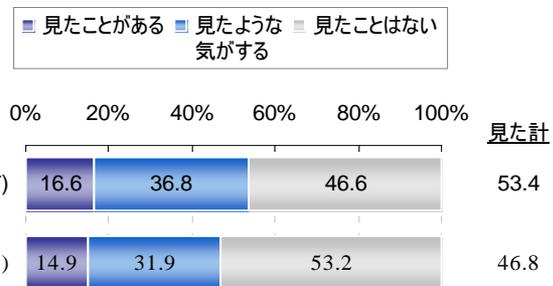
【健康被害救済制度 認知率】

単一回答



【広告 認知率】

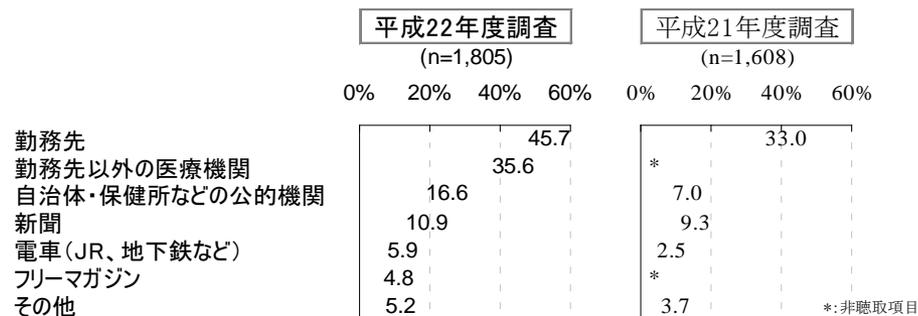
単一回答



【広告 接触媒体】

複数回答

* 広告接触者ベース



注) 「新聞」は平成21年度調査は「新聞(記事・広告を問わない。折込みチラシを除く)」で聴取
 「自治体・保健所などの公的機関」は平成21年度調査は「県庁・役所・保健所などの公共機関」で聴取
 「勤務先」は平成21年度調査は「病院・医院」で聴取

- ✓認知率は、「医薬品副作用被害救済制度」、「生物由来製品感染等被害救済制度」ともに前回調査より上昇している(※)。
- ✓広告を「見たことがある」は2ポイント弱、「見たような気がする」は5ポイント上昇しており、広告認知は前回調査より向上している。
 (平成22年度調査では、新聞・交通広告、ポスターいずれかの認知、平成21年度調査はポスターの認知)
- ✓広告接触媒体については、全体的にスコアが高くなっている(※)。

※前回調査は調査票の質問構成、質問文や選択肢の文言等が一部異なるため、今回調査との比較は参考値とする。

詳細内容

n=30以上の場合

【比率の差】

■	全体+10ポイント以上
■	全体 +5ポイント以上
■	全体 -5ポイント以上
■	全体-10ポイント以上

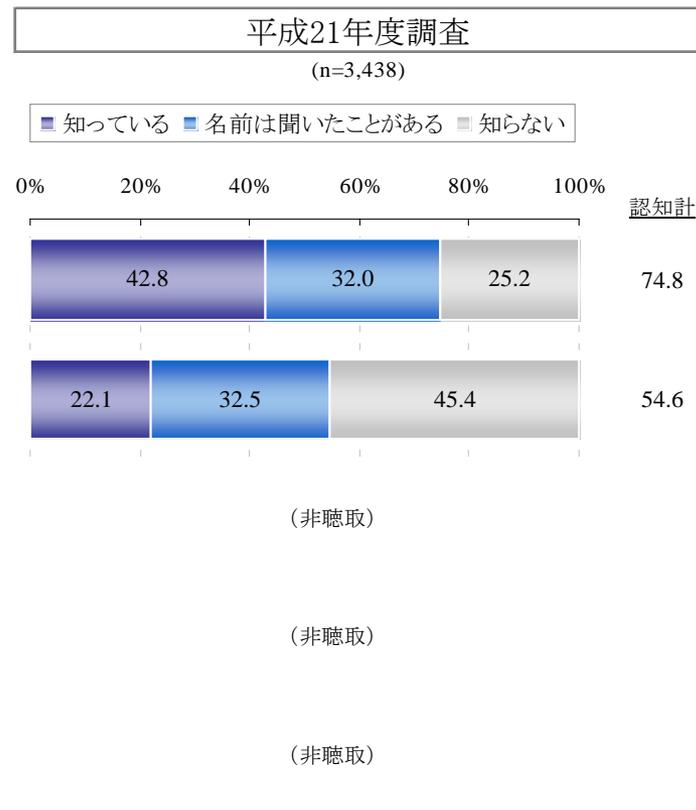
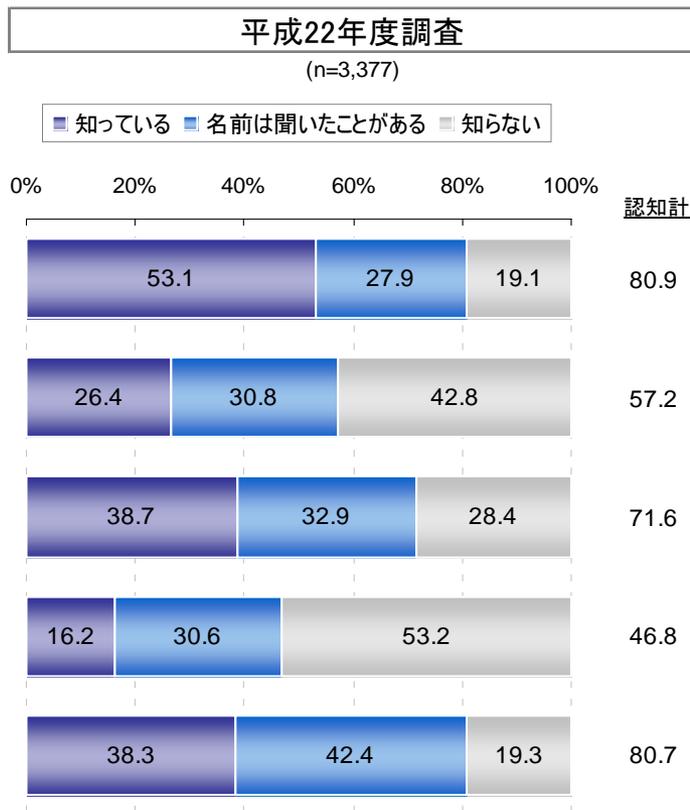
以降のページで、色づけされているスコアは
共通して左記のハッチングを行っている

1 健康被害救済制度 認知率

単一回答

平成22年度 Q1 あなたは、下記に挙げた健康被害救済制度をご存じですか。以下それぞれにあてはまるものをひとつお選びください。

平成21年度 Q2 あなたは下記に挙げた「健康被害救済制度」をご存知ですか。



- 各制度の認知は「医薬品副作用被害救済制度」が最も高く、「知っている」が半数強、「名前は聞いたことがある」まで含めた認知率は8割。「石綿(アスベスト)健康被害救済制度」も認知率は8割に達するが、「知っている」が4割弱と、認知の程度が若干下回る。また、「予防接種健康被害救済制度」では認知率は7割にとどまるが、「知っている」の割合が「石綿(アスベスト)健康被害救済制度」と同水準。
- [参考] 前回調査より「医薬品副作用被害救済制度」の「知っている」は10ポイント、「生物由来製品感染等被害救済制度」は「知っている」が4ポイントスコアが高まっているが、前回調査は聴取の構成が一部異なるため、今回調査との比較は参考とする(以降同様)。

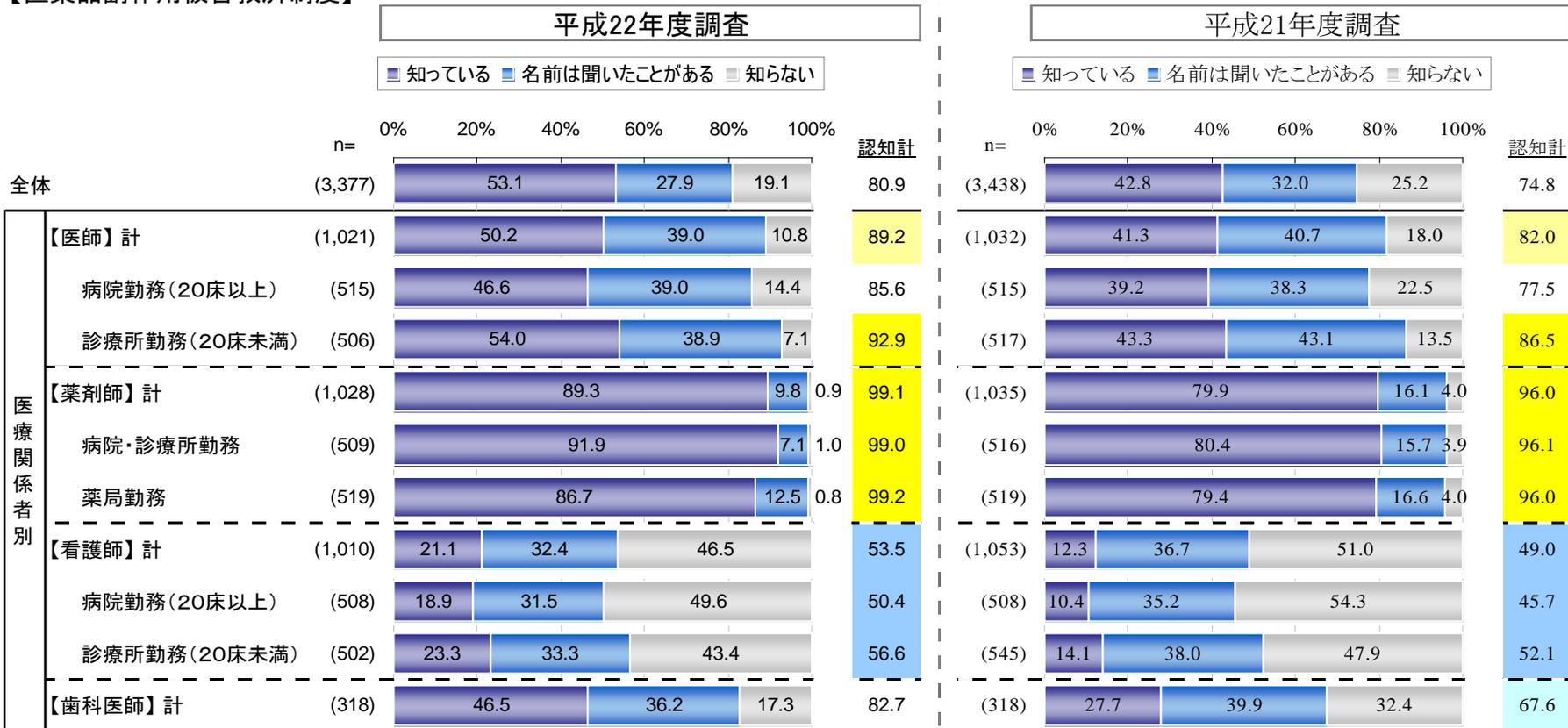
1 健康被害救済制度－医薬品副作用被害救済制度 認知率

単一回答

平成22年度 Q1 あなたは、下記に挙げた健康被害救済制度をご存じですか。以下それぞれにあてはまるものをひとつお選びください。

平成21年度 Q2 あなたは下記に挙げた「健康被害救済制度」をご存知ですか。

【医薬品副作用被害救済制度】



【医薬品副作用被害救済制度：医療関係者別】

- ・『薬剤師』は「知っている」が9割で、「名前は聞いたことがある」まで含めた認知率は、ほぼ全数に達する。次いで『医師』も認知率は9割と高いが、「知っている」は半数にとどまる。
- ・[参考]『薬剤師』の認知率は前回調査と今回調査ともほぼ全数に達するが、「知っている」との回答は今回調査でスコアが上昇。

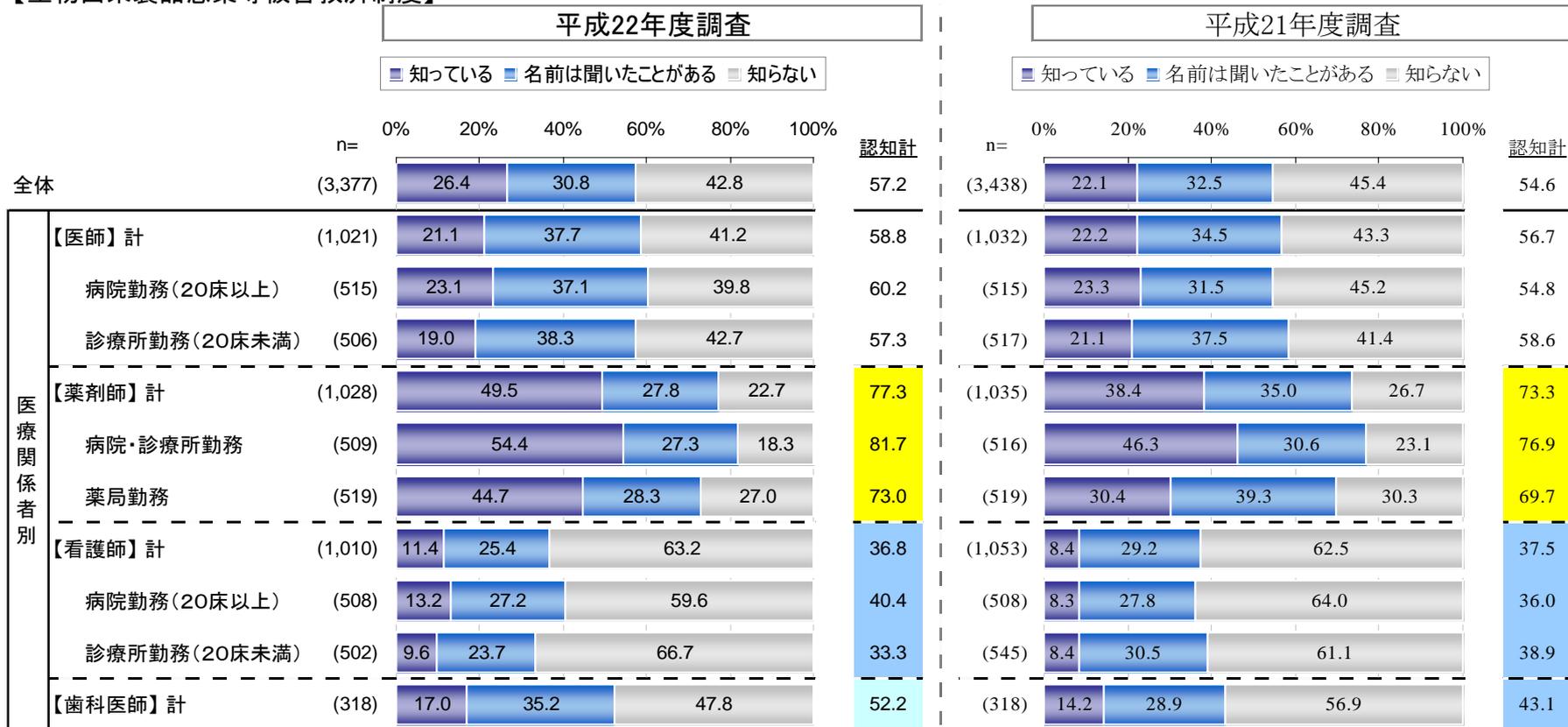
1 健康被害救済制度－生物由来製品感染等被害救済制度 認知率

単一回答

平成22年度 Q1 あなたは、下記に挙げた健康被害救済制度をご存じですか。以下それぞれにあてはまるものをひとつお選びください。

平成21年度 Q2 あなたは下記に挙げた「健康被害救済制度」をご存知ですか。

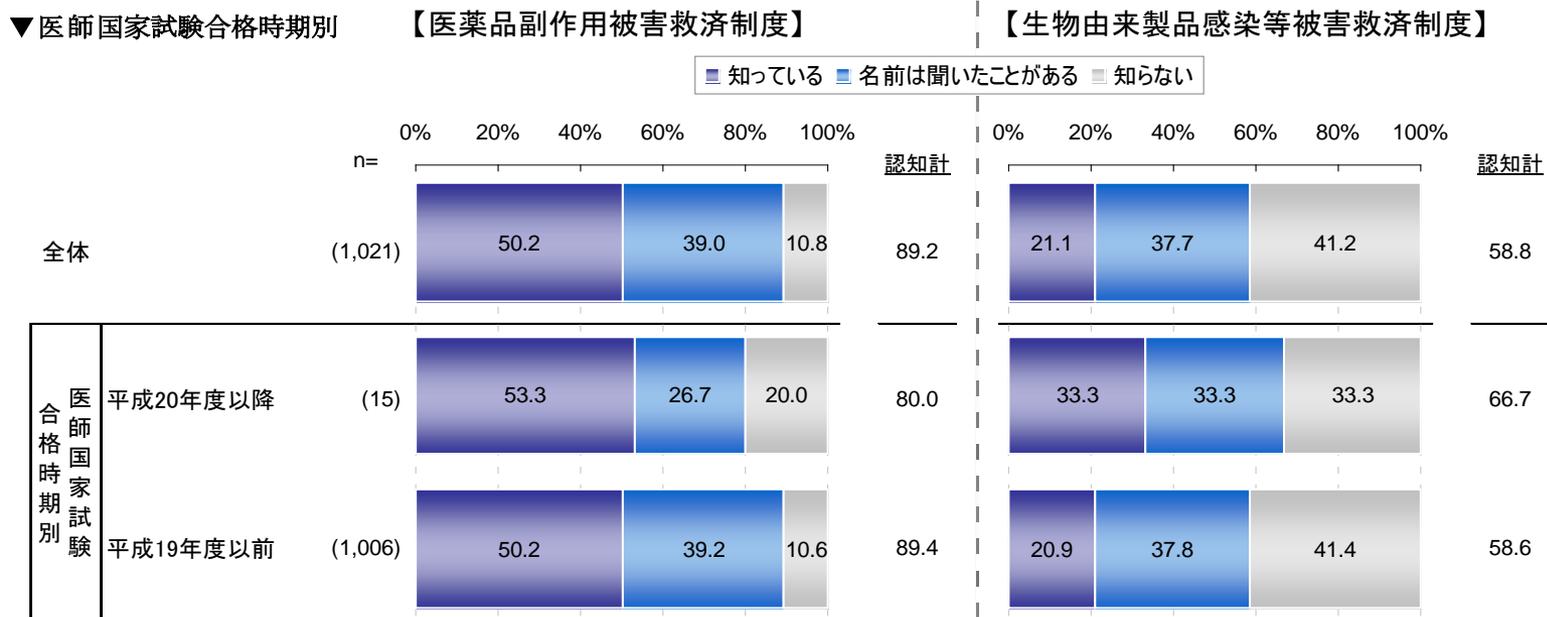
【生物由来製品感染等被害救済制度】



【生物由来製品感染等被害救済制度：医療関係者別】

- 最も認知率が高いのは『薬剤師』で、「知っている」が約半数、「名前は聞いたことがある」まで含めると約8割。
- [参考]『薬剤師』の認知率については、前回調査と今回調査で大きな変動は見られない。

平成22年度 Q1 あなたは、下記に挙げた健康被害救済制度をご存じですか。以下それぞれにあてはまるものをひとつお選びください。



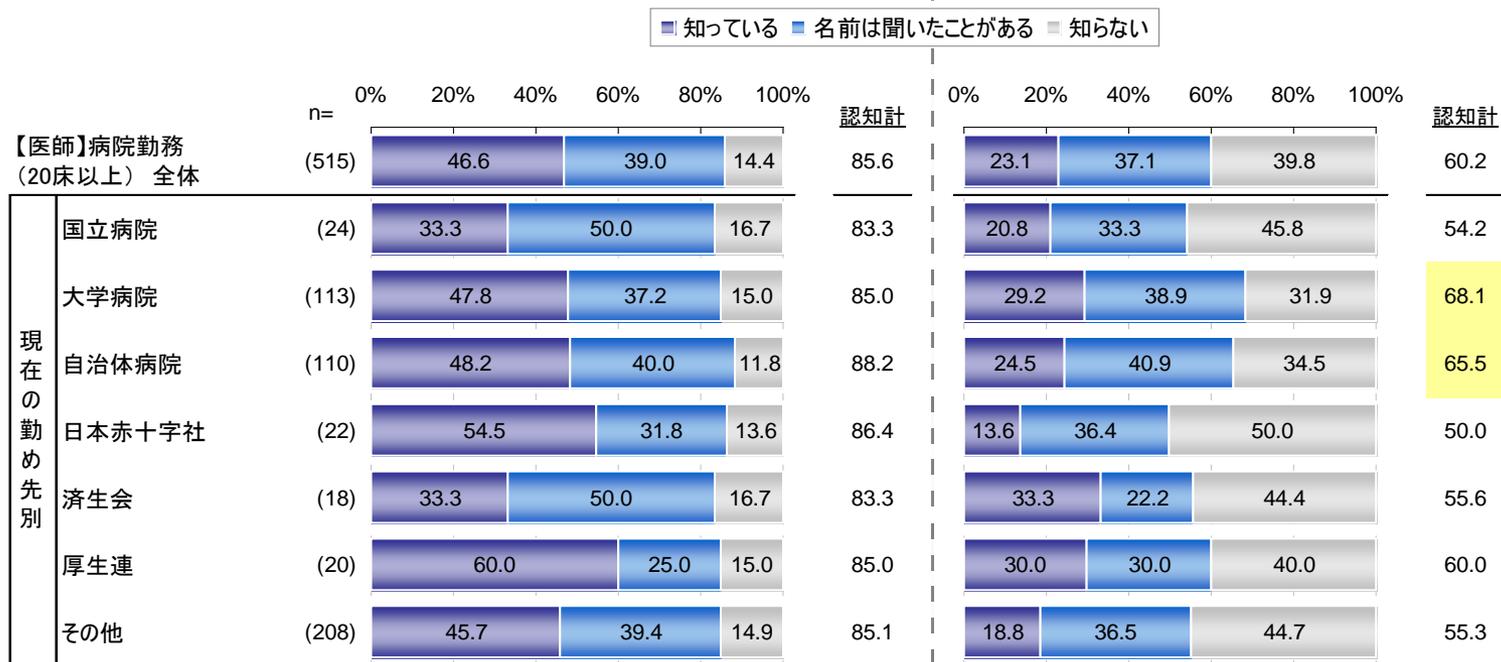
サンプル数少数の為、コメントは割愛。

平成22年度 Q1 あなたは、下記に挙げた健康被害救済制度をご存じですか。以下それぞれにあてはまるものをひとつお選びください。

▼【医師】病院勤務(20床以上)ベース

【医薬品副作用被害救済制度】

【生物由来製品感染等被害救済制度】



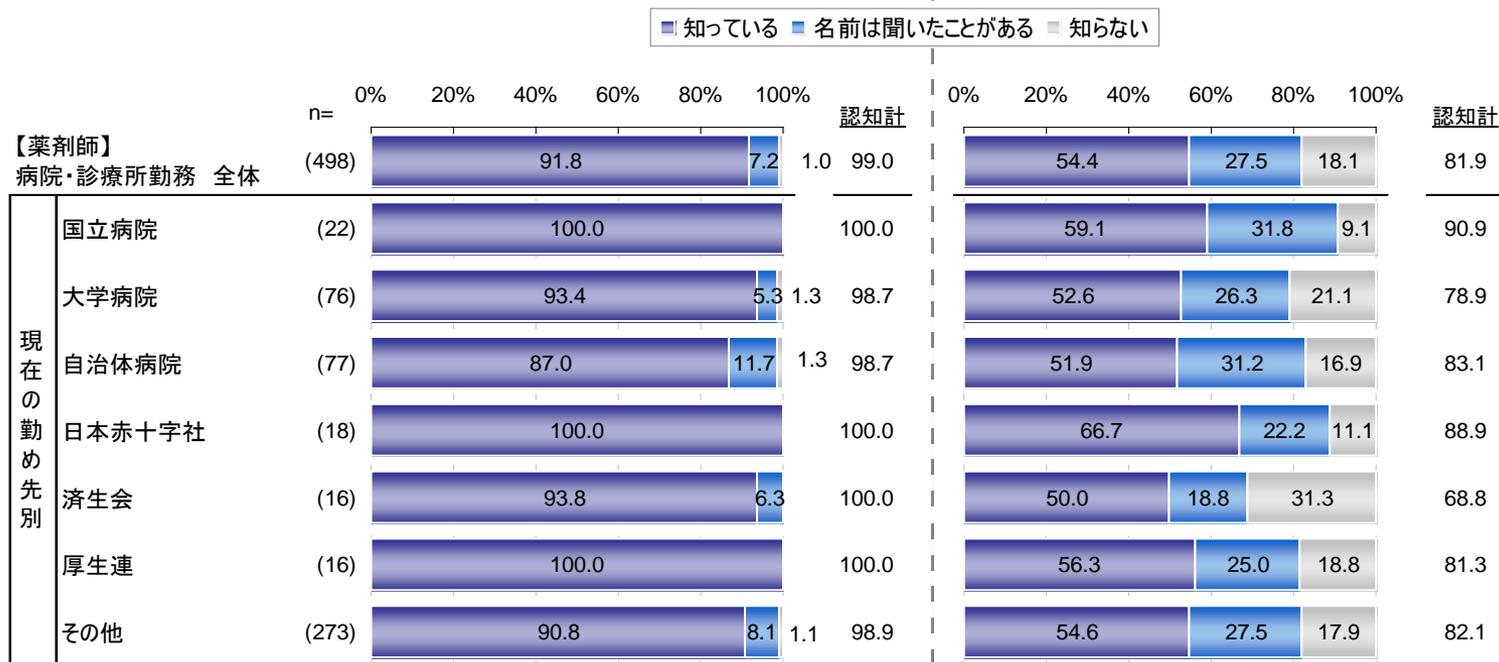
サンプル数少数の為、コメントは割愛。

平成22年度 Q1 あなたは、下記に挙げた健康被害救済制度をご存じですか。以下それぞれにあてはまるものをひとつお選びください。

▼【薬剤師】病院・診療所勤務ベース

【医薬品副作用被害救済制度】

【生物由来製品感染等被害救済制度】



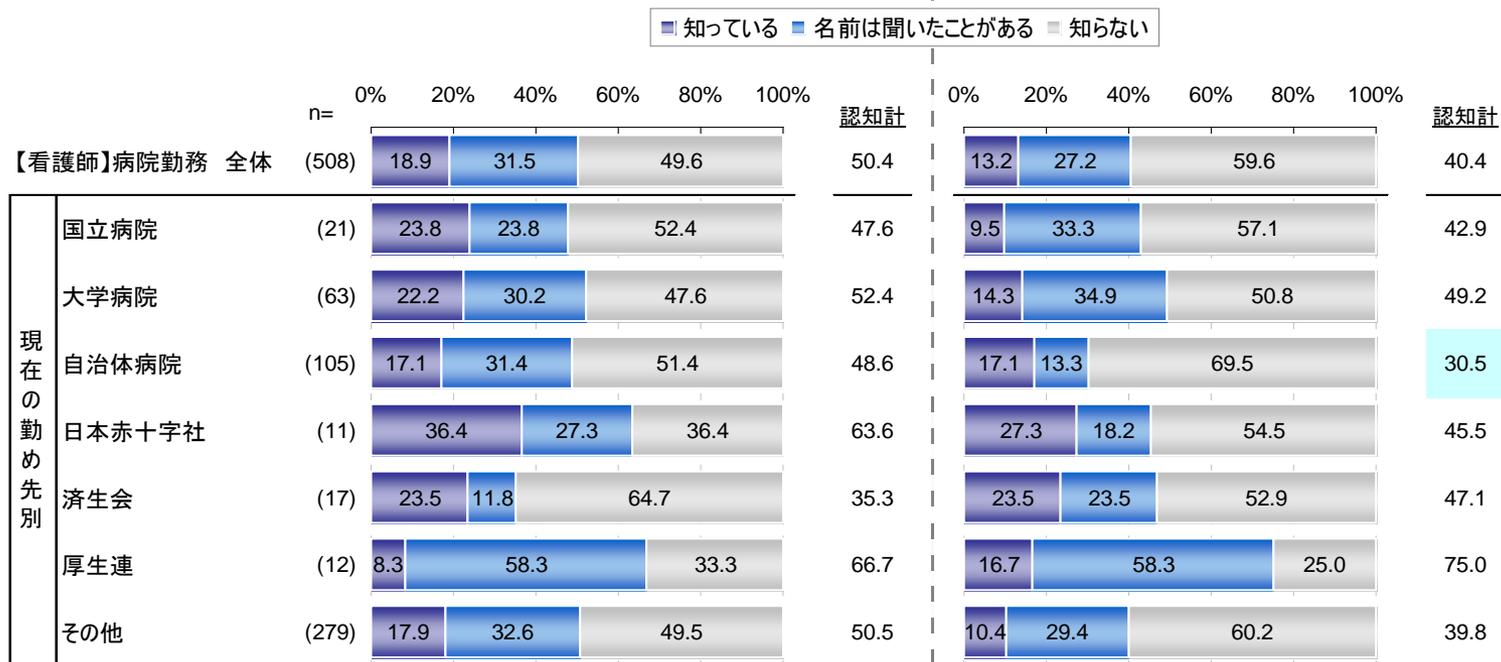
サンプル数少数の為、コメントは割愛。

平成22年度 Q1 あなたは、下記に挙げた健康被害救済制度をご存じですか。以下それぞれにあてはまるものをひとつお選びください。

▼【看護師】病院勤務ベース

【医薬品副作用被害救済制度】

【生物由来製品感染等被害救済制度】



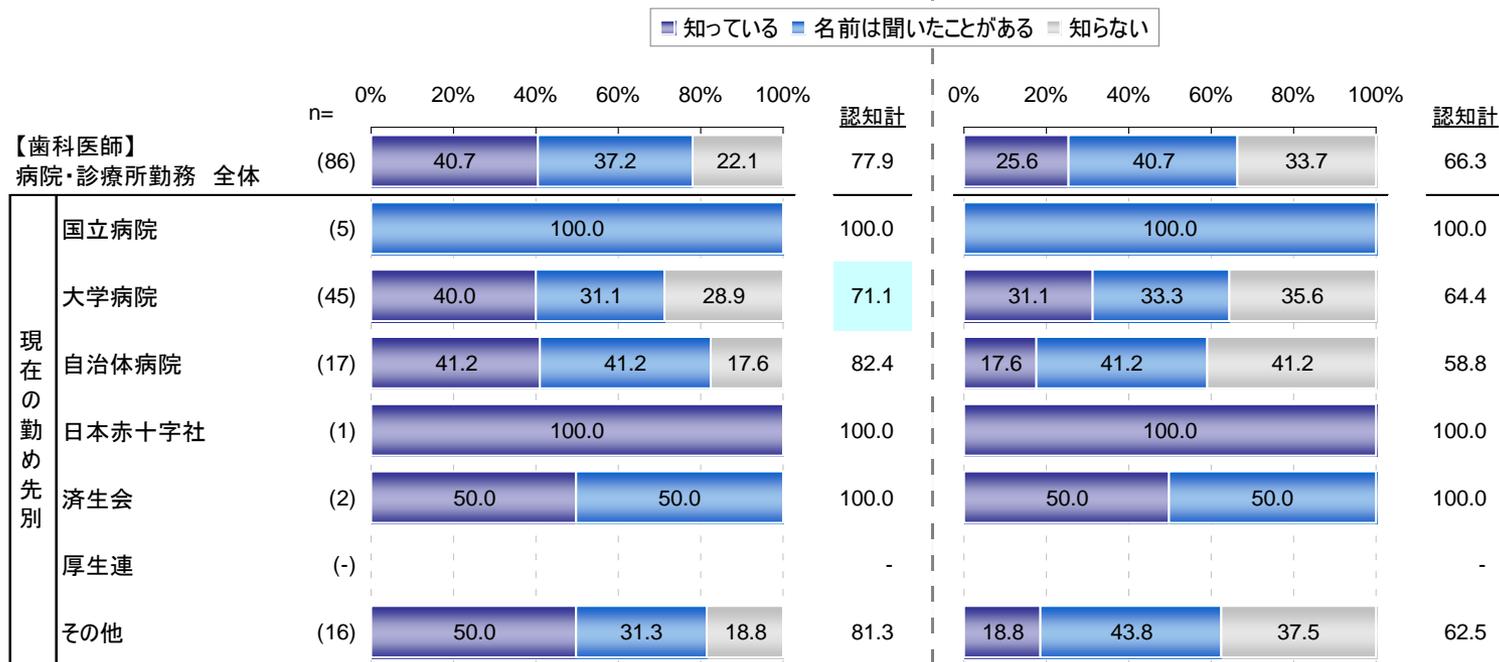
サンプル数少数の為、コメントは割愛。

平成22年度 Q1 あなたは、下記に挙げた健康被害救済制度をご存じですか。以下それぞれにあてはまるものをひとつお選びください。

▼【歯科医師】病院・診療所勤務ベース

【医薬品副作用被害救済制度】

【生物由来製品感染等被害救済制度】

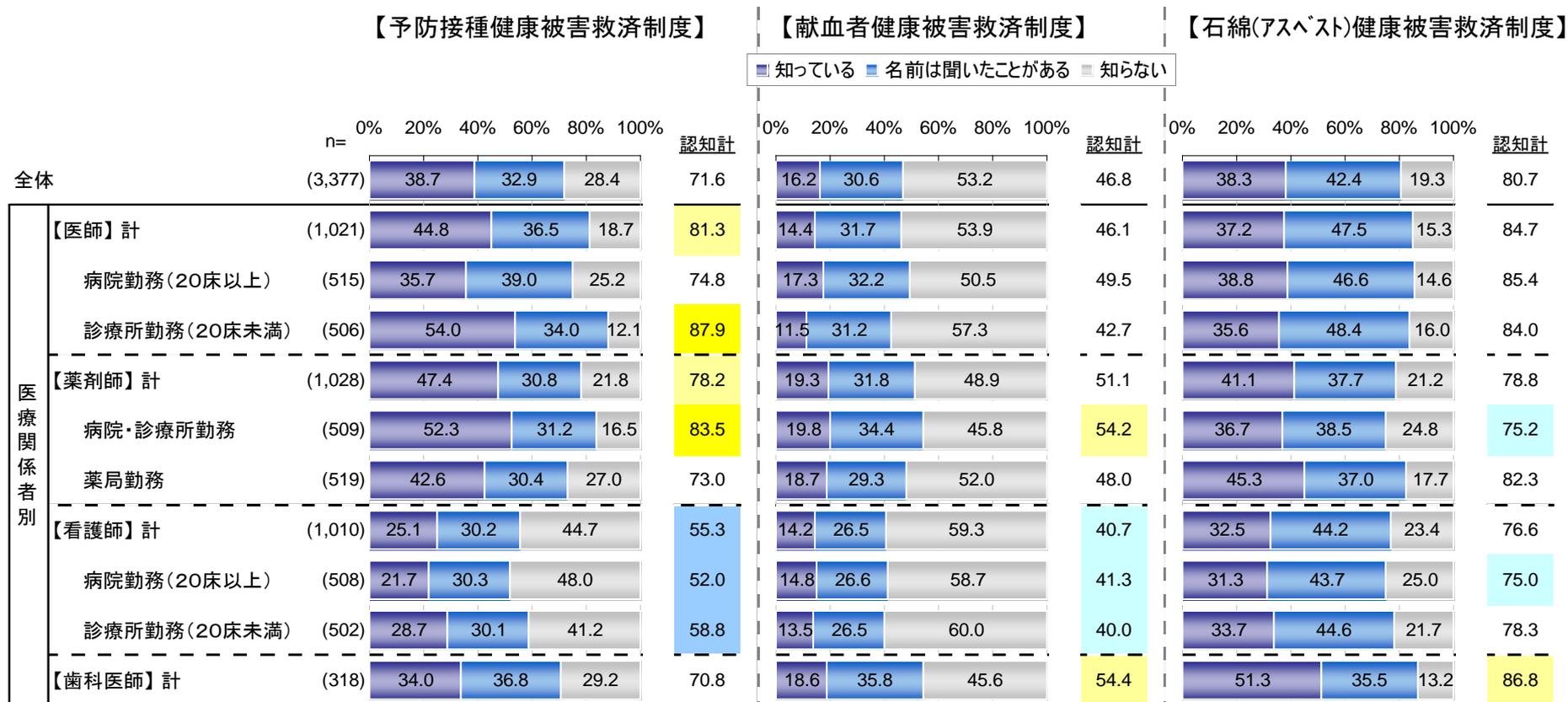


サンプル数少数の為、コメントは割愛。

1 健康被害救済制度－予防接種健康被害救済制度・献血者健康被害救済制度・石綿(アスベスト)健康被害救済制度 認知率

単一回答

平成22年度 Q1 あなたは、下記に挙げた健康被害救済制度をご存じですか。以下それぞれにあてはまるものをひとつお選びください。



【予防接種健康被害救済制度：医療関係者別】

・『医師』（特に『診療所勤務』）、『薬剤師』（特に『病院・診療所勤務』）で認知率が高い。

【献血者健康被害救済制度：医療関係者別】

・『歯科医師』54%がトップだが、いずれの医療従事者層も4～5割と、大きな差はない。

【石綿(アスベスト)健康被害救済制度：医療関係者別】

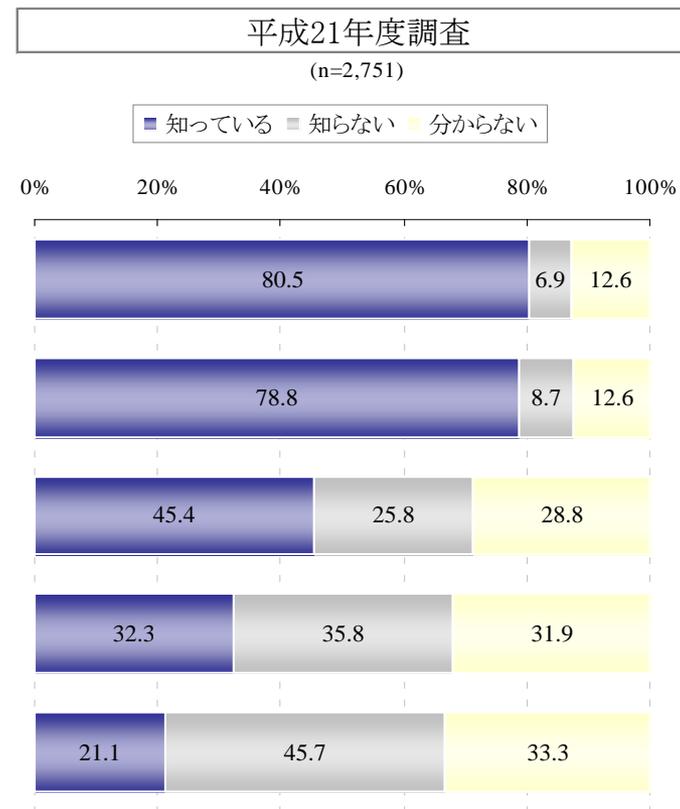
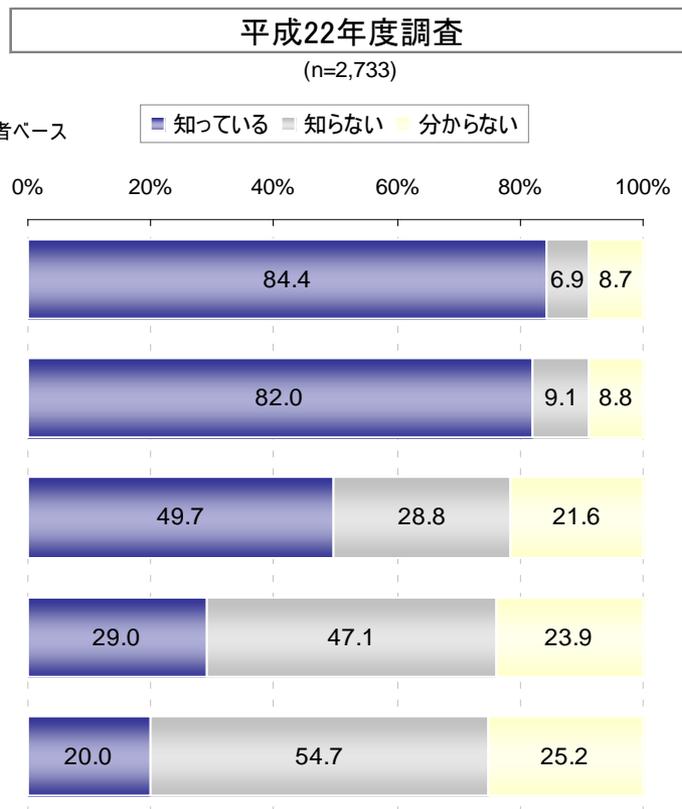
・『歯科医師』87%がトップだが、いずれの医療従事者層も7～8割と、大きな差はない。

2 医薬品副作用被害救済制度 認知内容

単一回答

平成22年度 Q2 あなたは「医薬品副作用被害救済制度」について、以下それぞれにあてはまるものをひとつお選びください。

平成21年度 Q7 「健康被害救済制度」について、以下それぞれにあてはまるものをひとつお選びください。



※平成21年度は「健康被害救済制度」について聴取

- 「医薬品の副作用による被害を受けられた方の迅速な救済を図ることを目的とした公的な制度である」、「医薬品を、適正に使用したにもかかわらず発生した副作用による疾病や障害などの健康被害について救済給付を行う」の2項目の認知率が8割を超え、圧倒的に高い。
- 他項目の認知率は半数に満たない。
- [参考]聴取方法が前回調査と今回調査で異なるため参考値であるが、全体的に「分からない」が減少。(以降同様) トップ3項目の認知がやや上昇。

2 医薬品副作用被害救済制度 認知内容

単一回答

平成22年度 Q2 あなたは「医薬品副作用被害救済制度」について、以下それぞれにあてはまるものをひとつお選びください。

平成21年度 Q7「健康被害救済制度」について、以下それぞれにあてはまるものをひとつお選びください。

【医薬品の副作用による被害を受けられた方の迅速な救済を図ることを目的とした公的な制度である】

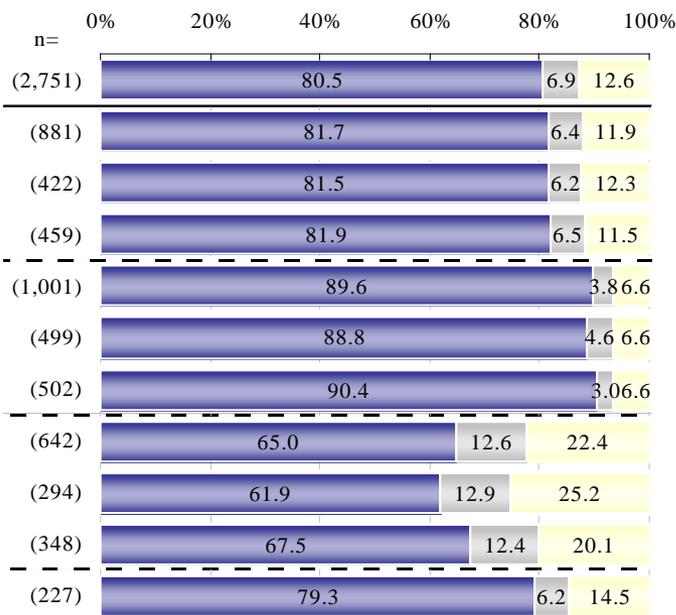
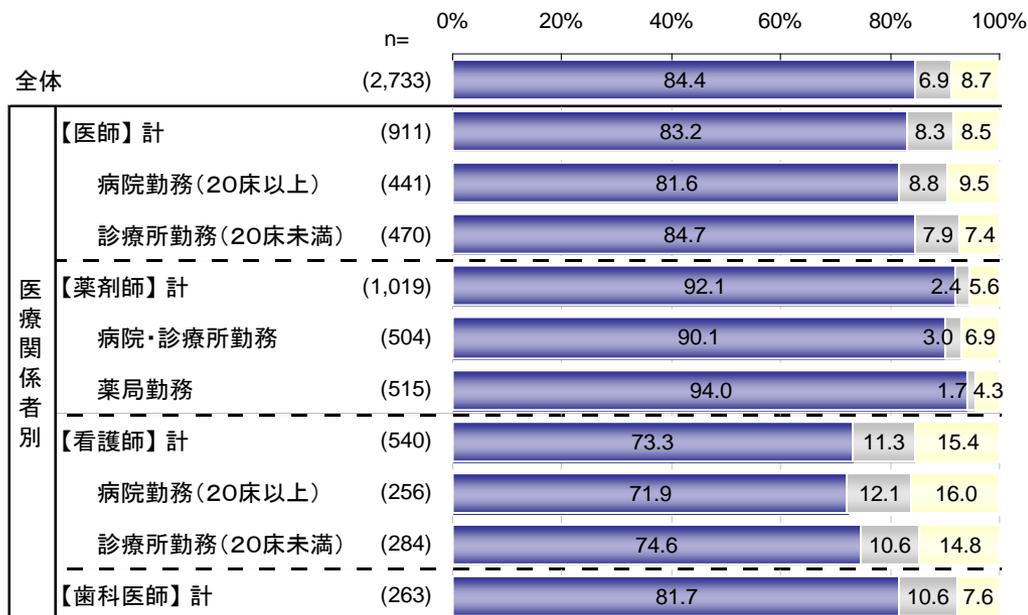
平成22年度調査

平成21年度調査

* 平成22年度 医薬品副作用被害救済制度認知者ベース
* 平成21年度 健康被害救済制度認知者ベース

■ 知っている ■ 知らない ■ 分からない

■ 知っている ■ 知らない ■ 分からない



※平成21年度は「健康被害救済制度」について聴取

【医療関係者別】

- ・『薬剤師』で最も高く、9割以上が認知。続く『医師』、『歯科医師』も8割強と高い。
- ・[参考] 前回調査と比較すると、『看護師』で「分からない」が減少、「知っている」のスコアの上昇が見られる。

2 医薬品副作用被害救済制度 認知内容

単一回答

平成22年度 Q2 あなたは「医薬品副作用被害救済制度」について、以下それぞれにあてはまるものをひとつお選びください。

平成21年度 Q7「健康被害救済制度」について、以下それぞれにあてはまるものをひとつお選びください。

【医薬品を、適正に使用したにもかかわらず発生した副作用による疾病や障害などの健康被害について救済給付を行う】

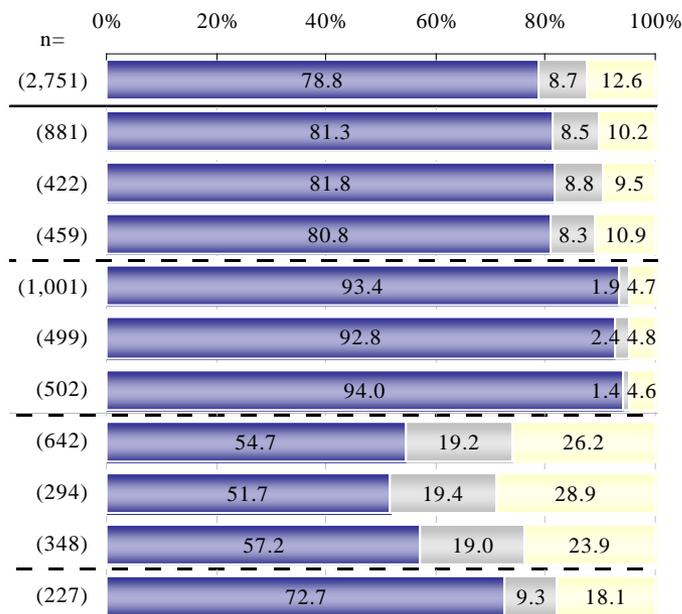
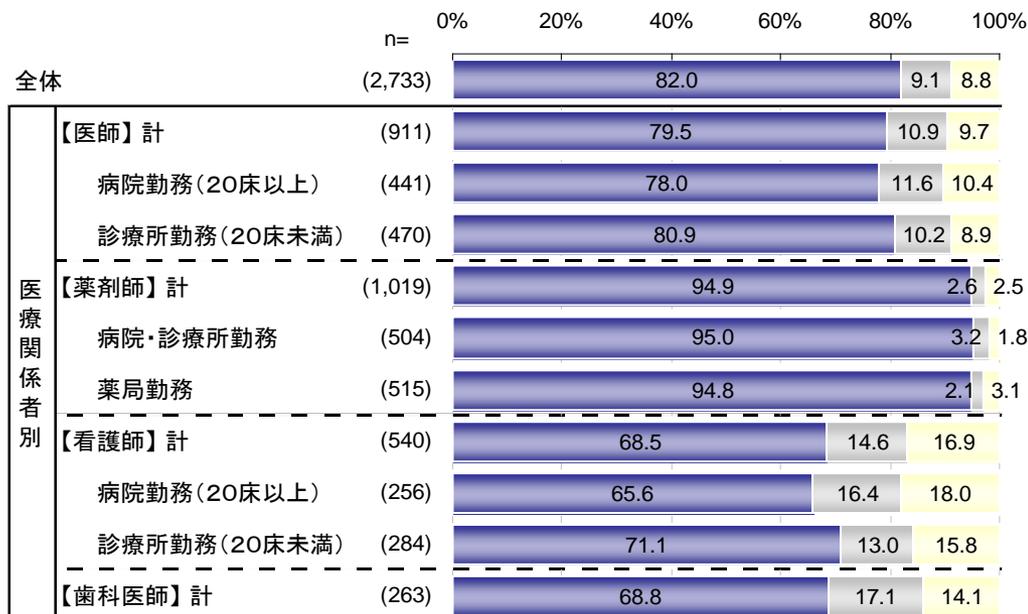
平成22年度調査

平成21年度調査

*平成22年度 医薬品副作用被害救済制度認知者ベース
*平成21年度 健康被害救済制度認知者ベース

■ 知っている ■ 知らない ■ 分からない

■ 知っている ■ 知らない ■ 分からない



※平成21年度は「健康被害救済制度」について聴取

【医療関係者別】

- ・『薬剤師』の認知率が95%と高い。
- ・[参考] 前回調査と比較すると、『看護師』で「分からない」が減少、「知っている」のスコアの上昇が見られる。

2 医薬品副作用被害救済制度 認知内容

単一回答

平成22年度 Q2 あなたは「医薬品副作用被害救済制度」について、以下それぞれにあてはまるものをひとつお選びください。

平成21年度 Q7「健康被害救済制度」について、以下それぞれにあてはまるものをひとつお選びください。

【入院が必要な程度の疾病や障害などの健康被害について救済給付を行う】

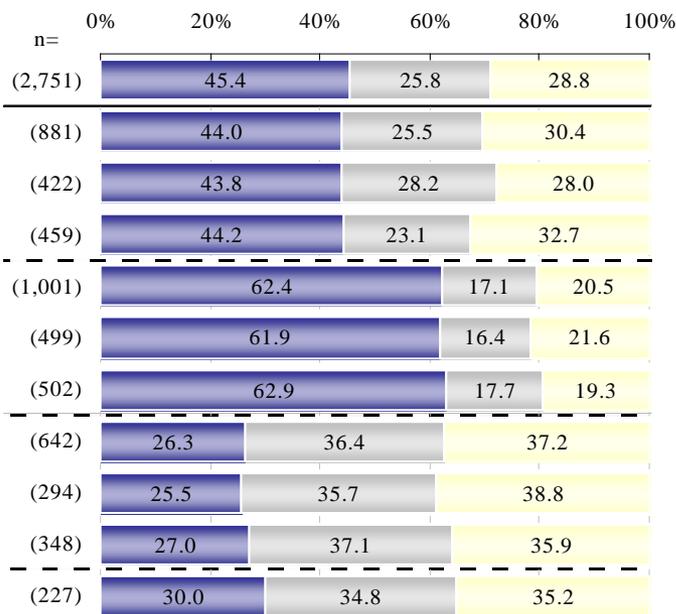
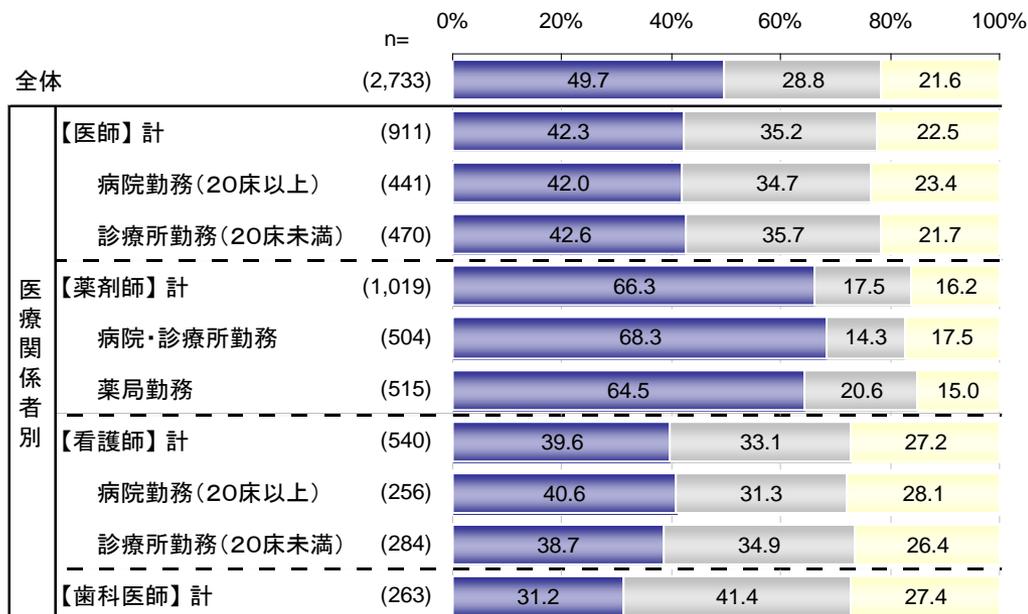
平成22年度調査

平成21年度調査

* 平成22年度 医薬品副作用被害救済制度認知者ベース
* 平成21年度 健康被害救済制度認知者ベース

■ 知っている ■ 知らない ■ 分からない

■ 知っている ■ 知らない ■ 分からない



※平成21年度は「健康被害救済制度」について聴取

【医療関係者別】

- ・『薬剤師』の認知率が約7割と突出。
- ・[参考] 前回調査と比較すると、『看護師』で「分からない」が減少、「知っている」のスコアの上昇が見られる。

2 医薬品副作用被害救済制度 認知内容

単一回答

平成22年度 Q2 あなたは「医薬品副作用被害救済制度」について、以下それぞれにあてはまるものをひとつお選びください。

平成21年度 Q7「健康被害救済制度」について、以下それぞれにあてはまるものをひとつお選びください。

【給付の種類にはいくつかの種類がある】

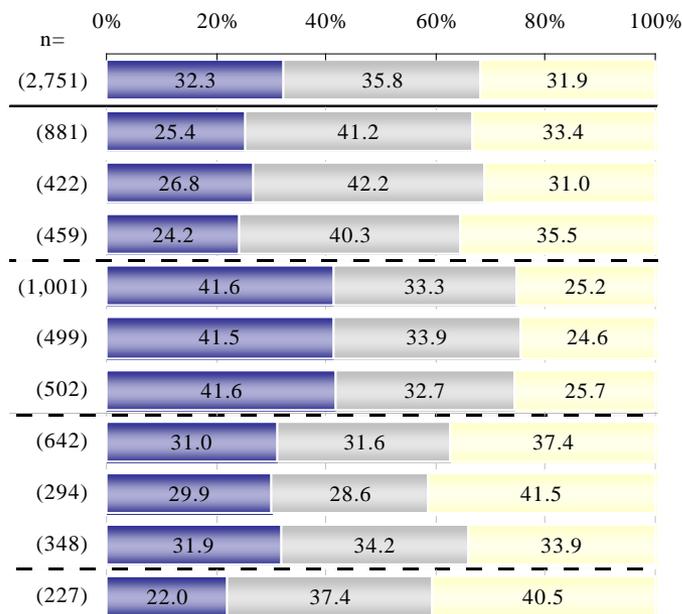
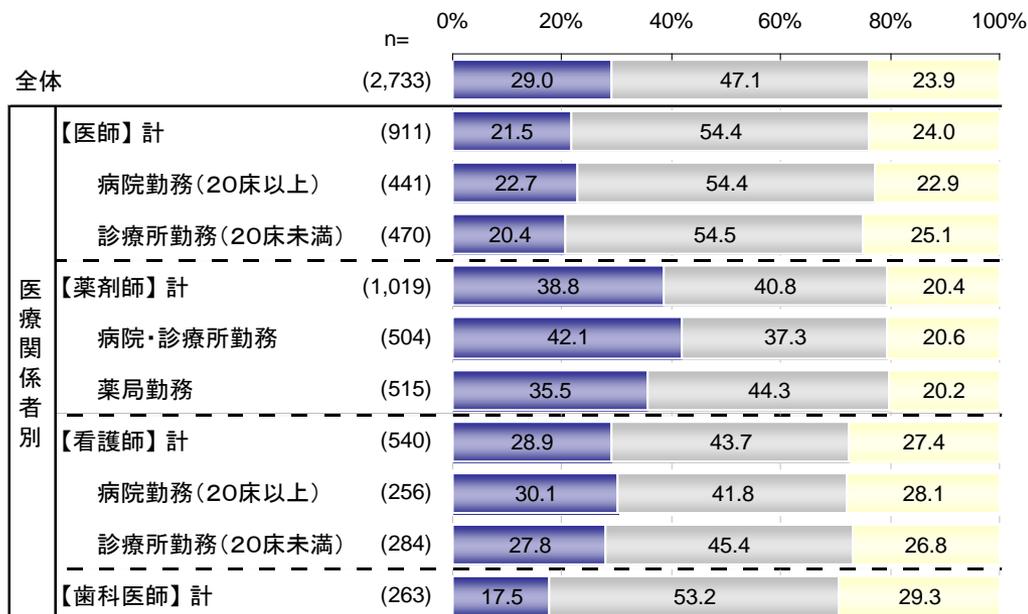
平成22年度調査

平成21年度調査

* 平成22年度 医薬品副作用被害救済制度認知者ベース
* 平成21年度 健康被害救済制度認知者ベース

■ 知っている ■ 知らない ■ 分からない

■ 知っている ■ 知らない ■ 分からない



※平成21年度は「健康被害救済制度」について聴取

【医療関係者別】

・『薬剤師』の認知率が約4割と高い。

2 医薬品副作用被害救済制度 認知内容

単一回答

平成22年度 Q2 あなたは「医薬品副作用被害救済制度」について、以下それぞれにあてはまるものをひとつお選びください。

平成21年度 Q7「健康被害救済制度」について、以下それぞれにあてはまるものをひとつお選びください。

【給付には、種類ごとにそれぞれ請求期限がある】

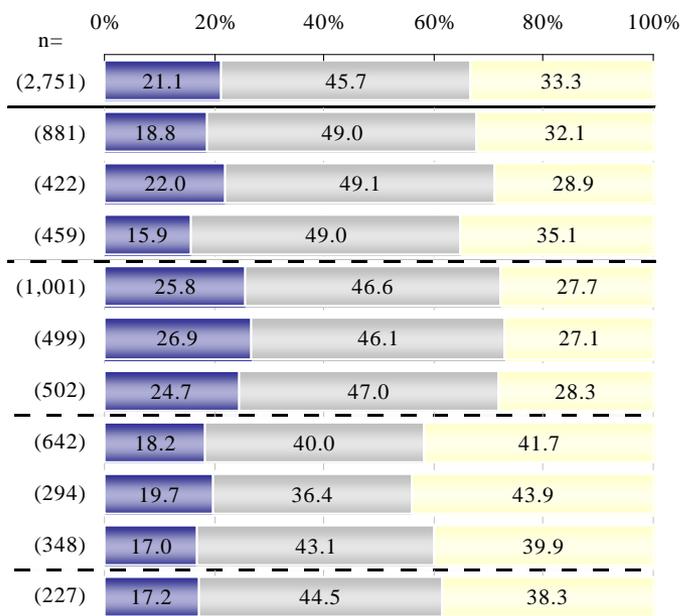
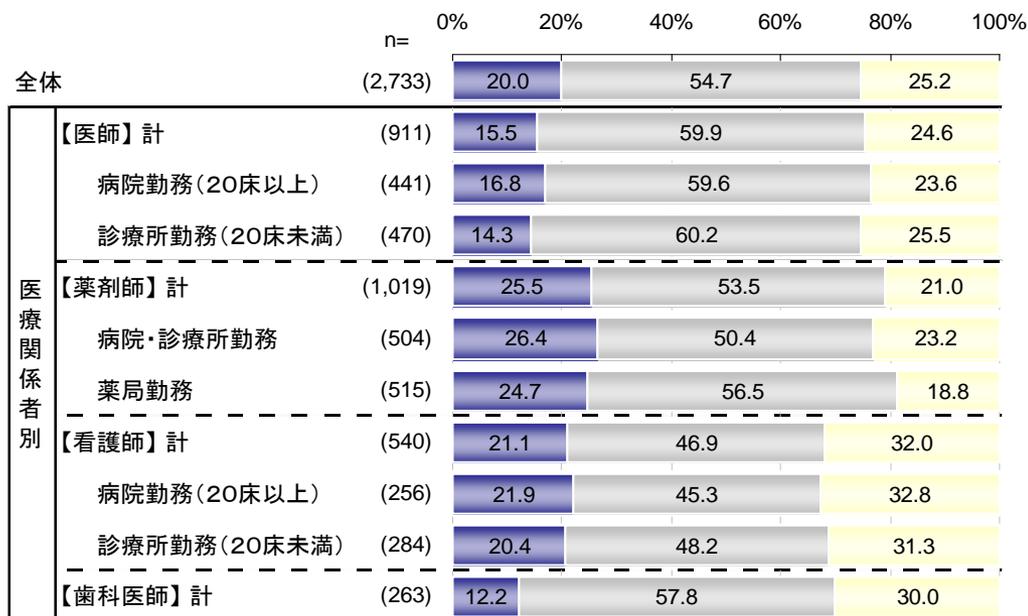
平成22年度調査

平成21年度調査

* 平成22年度 医薬品副作用被害救済制度認知者ベース
* 平成21年度 健康被害救済制度認知者ベース

■ 知っている ■ 知らない ■ 分からない

■ 知っている ■ 知らない ■ 分からない



※平成21年度は「健康被害救済制度」について聴取

【医療関係者別】

・『薬剤師』の認知率が26%がトップ。

3 医薬品副作用被害救済制度 運営主体について

単一回答

平成22年度 Q3 あなたは、「医薬品副作用被害救済制度」の運営主体をご存じですか。あてはまるものをひとつお選びください。

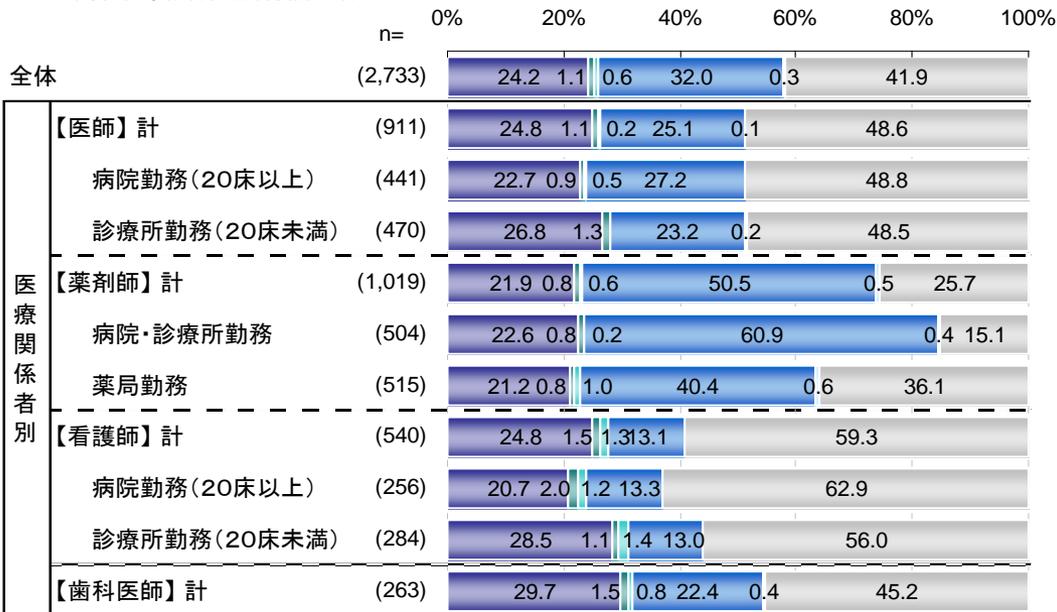
平成21年度 Q3 あなたは「健康被害救済制度」の運営主体をご存知ですか。あてはまるものをひとつお選びください。

平成22年度調査

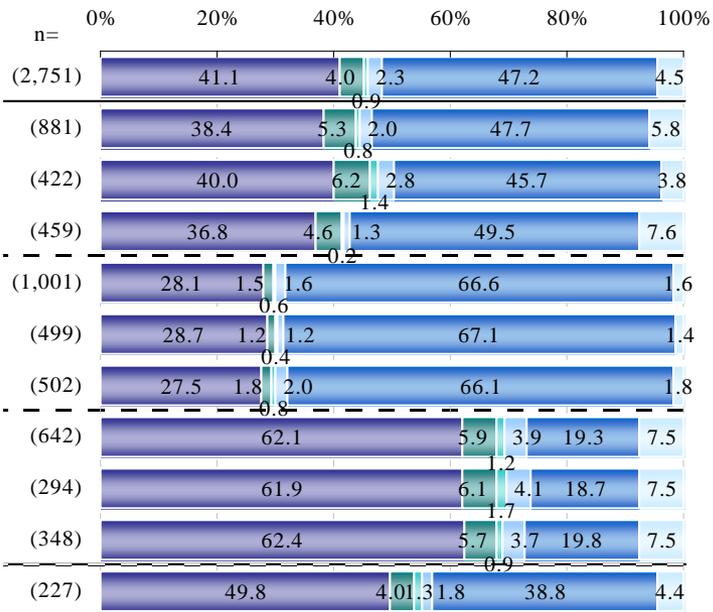


*平成22年度 医薬品副作用被害救済制度 認知者ベース

*平成21年度 健康被害救済制度認知者ベース



平成21年度調査



※平成21年度は「健康被害救済制度」について聴取

・医薬品副作用被害救済制度認知者に運営主体について尋ねたところ、32%が「(独)医薬品医療機器総合機構」と回答。次いで、「厚生労働省」が24%。「知らない」は4割。

※前回調査は調査票の選択肢が異なるため参考値とする。

【医療関係者別】

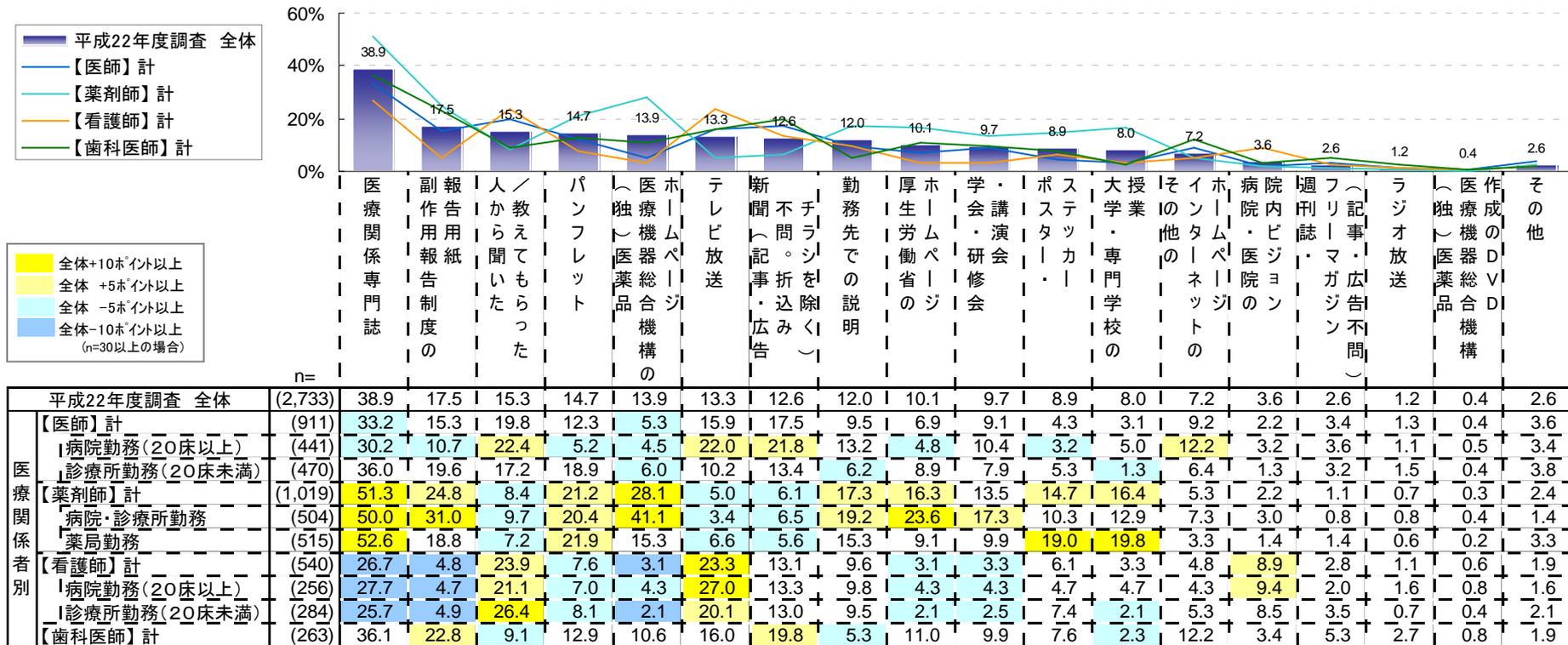
・『薬剤師』で「(独)医薬品医療機器総合機構」が半数と高く、特に『薬剤師(病院・診療所勤務)』では6割に達する。

4 医薬品副作用被害救済制度 認知経路

複数回答

平成22年度 Q4 あなたは「医薬品副作用被害救済制度」をどのようにして知りましたか。または、どのようにして名前を聞きましたか。

* 医薬品副作用被害救済制度認知者ベース



全体値の降順でソート

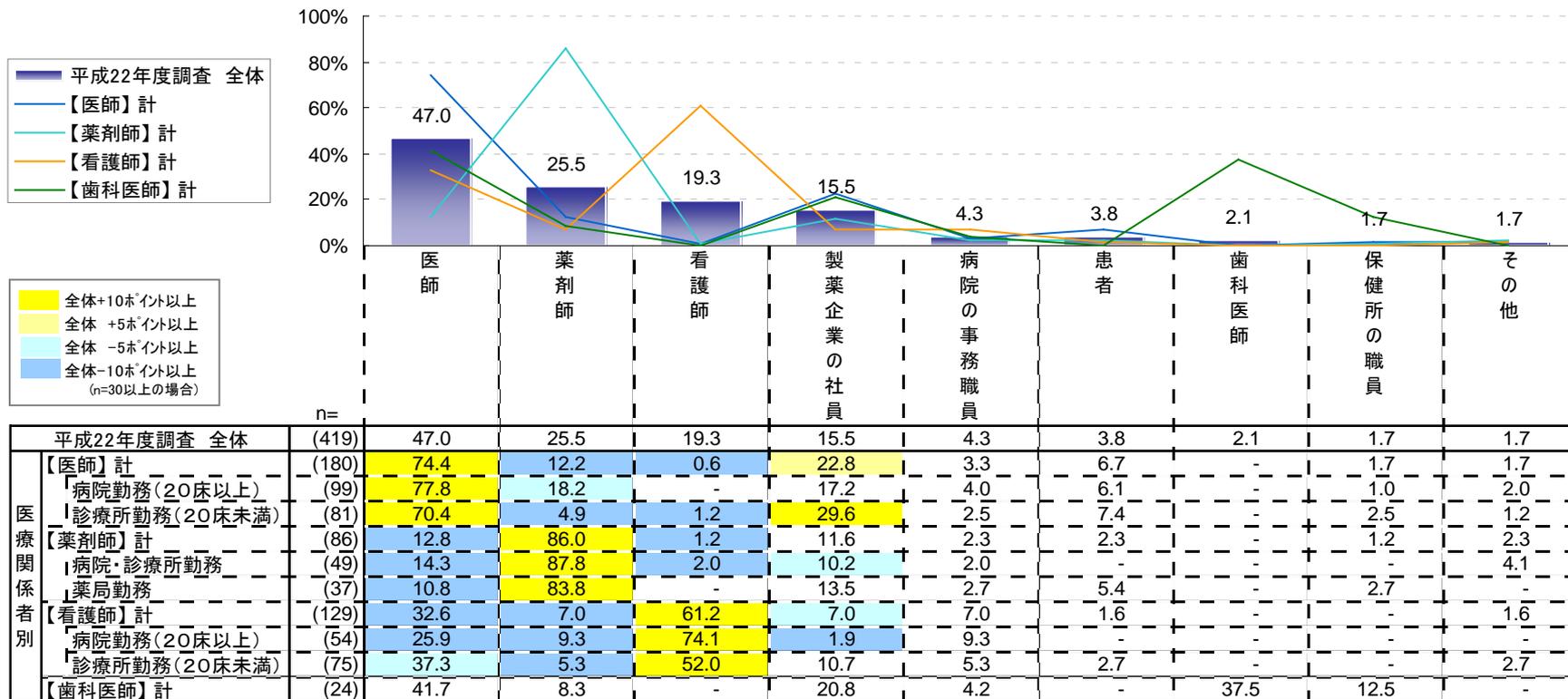
- 認知経路は、「医療関係専門誌」が約4割と最も高い。以下、「副作用報告制度の報告用紙」18%、「人から聞いた／教えてもらった」、「パンフレット」がともに15%、「(独)医薬品医療機器総合機構のホームページ」14%が続く。
 - 「その他」の内容として「医師会・薬剤師会」、「MR」、「国家試験・登録販売者試験」、「制度を利用した」などの記述が見られた。
- 【医療関係者別】
- 『薬剤師』では「医療関係専門誌」が他の医療従事者より高く、半数を超える。また、特に『薬剤師(病院・診療所勤務)』で「(独)医薬品医療機器総合機構のホームページ」、「厚生労働省のホームページ」が際立って高い。また、『看護師』では「テレビ放送」が高い。

5 医薬品副作用被害救済制度 クチコミ経路

複数回答

平成22年度 Q5 あなたは「医薬品副作用被害救済制度」について、誰から知りましたか。あてはまるものをすべてお選びください。

*「人から聞いた/教えてもらった」回答者ベース



平成22年度全体値の降順でソート

・「人から聞いた/教えてもらった」と回答した人に具体的な認知経路を尋ねたところ、半数近くが「医師」と回答。これは、回答者の構成比率が半数以上医師によって占められることに起因するため、解釈に注意が必要である。

以下、「薬剤師」26%、「看護師」19%、「製薬企業の社員」16%。

【医療関係者別】

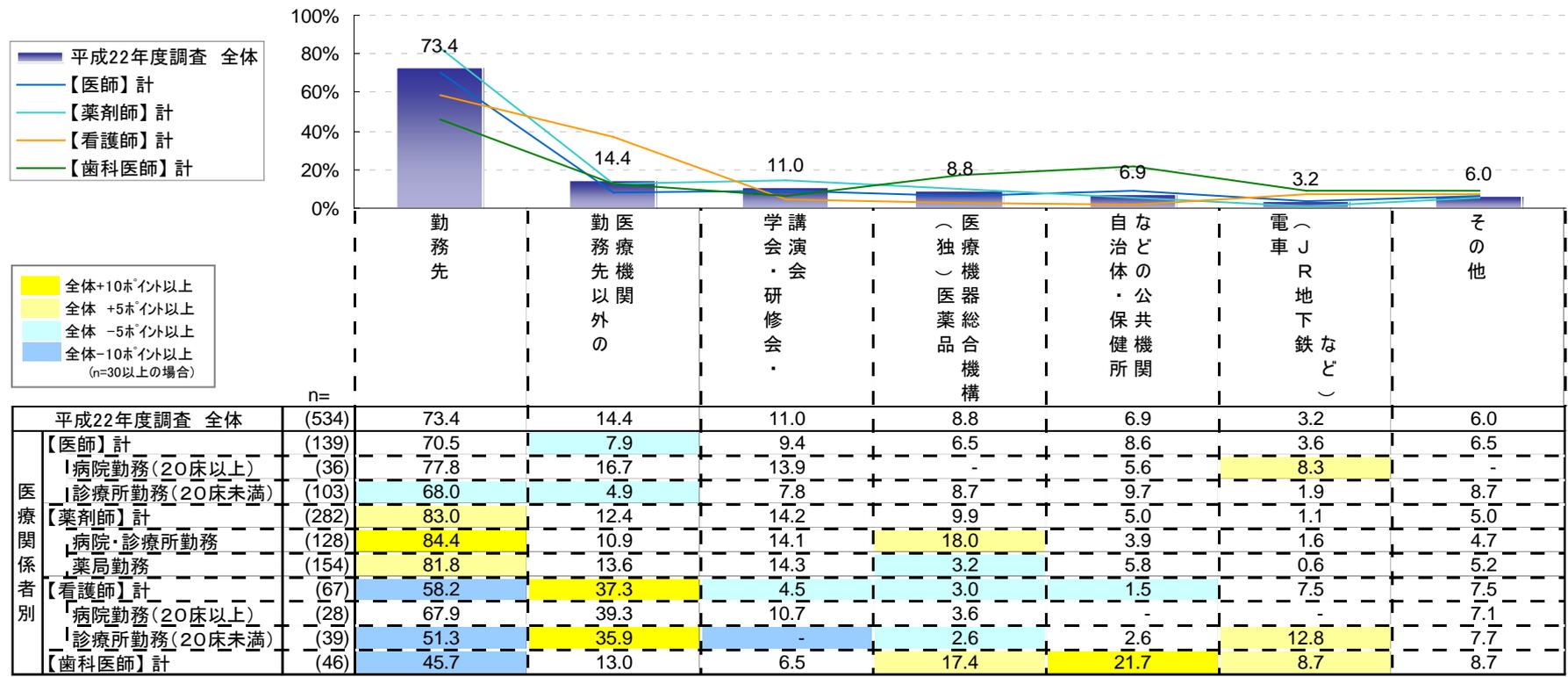
・いずれの層も同職種の項目が圧倒的に高い。それ以外では、『医師』で「製薬企業の社員」、『看護師』で「医師」が高め。

6 医薬品副作用被害救済制度 パンフレット・ポスター等接触場所

複数回答

平成22年度 Q6 あなたは「医薬品副作用被害救済制度」のパンフレット、ポスター・ステッカーをどこで見たり、入手したりしましたか。

* パンフレット・ポスター・ステッカーによる認知者ベース



平成22年度全体値の降順でソート

- 「パンフレット」、「ポスター・ステッカー」と回答した人に具体的な接触場所を尋ねたところ、「勤務先」が7割を超え、突出。
- 「その他」として、「医師会・医師会報」、「薬剤師・薬剤師会報」など。
- 【医療関係者別】
- 『薬剤師』は8割以上が「勤務先」と回答。また、『薬剤師(病院・診療所勤務)』で「(独)医薬品医療機器総合機構」が約2割と高め。
- 『看護師』は「勤務先以外の医療機関」が約4割と、他の医療従事者層に比べて高い。
- 『歯科医師』では「(独)医薬品医療機器総合機構」、「自治体・保健所などの公共機関」が2割前後と高め。

7 医薬品副作用被害救済制度との関わりについて

単一回答

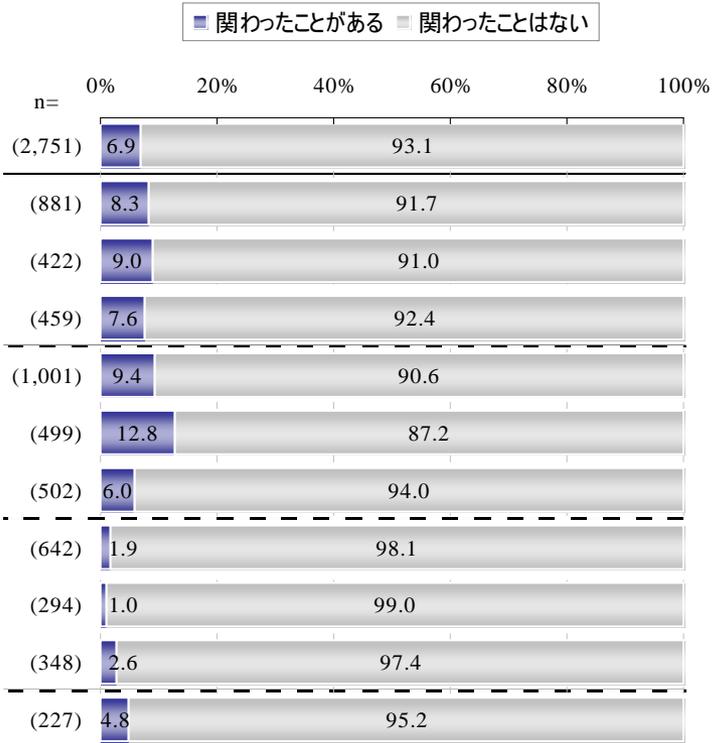
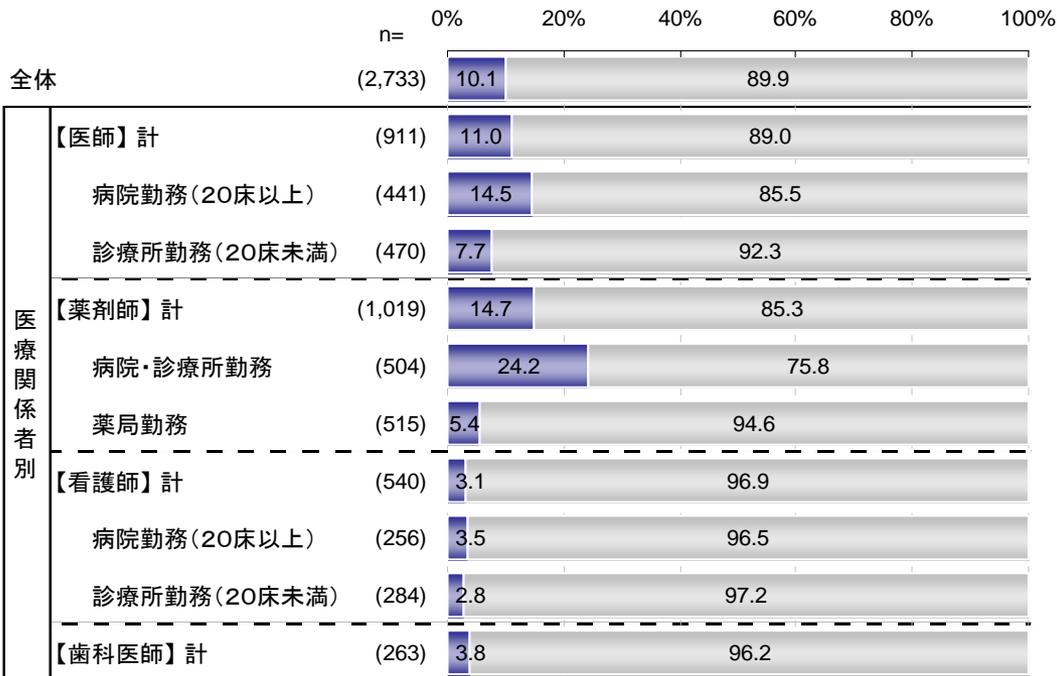
平成22年度 Q7 あなたは、これまで「医薬品副作用被害救済制度」にかかわったことがありますか。

平成21年度 Q10 あなたはこれまでに「健康被害救済制度」に関わったことはありますか。

平成22年度調査

平成21年度調査

*平成22年度 医薬品副作用被害救済制度認知者ベース
*平成21年度 健康被害救済制度認知者ベース



※平成22年度と平成21年度では選択肢が異なる 平成21年度は「健康被害救済制度」について聴取

- 医薬品副作用被害救済制度に関わったことが「ある」との回答は1割にとどまる。
- [参考] 前回調査より、わずかに増加が見られる。

【医療関係者別】

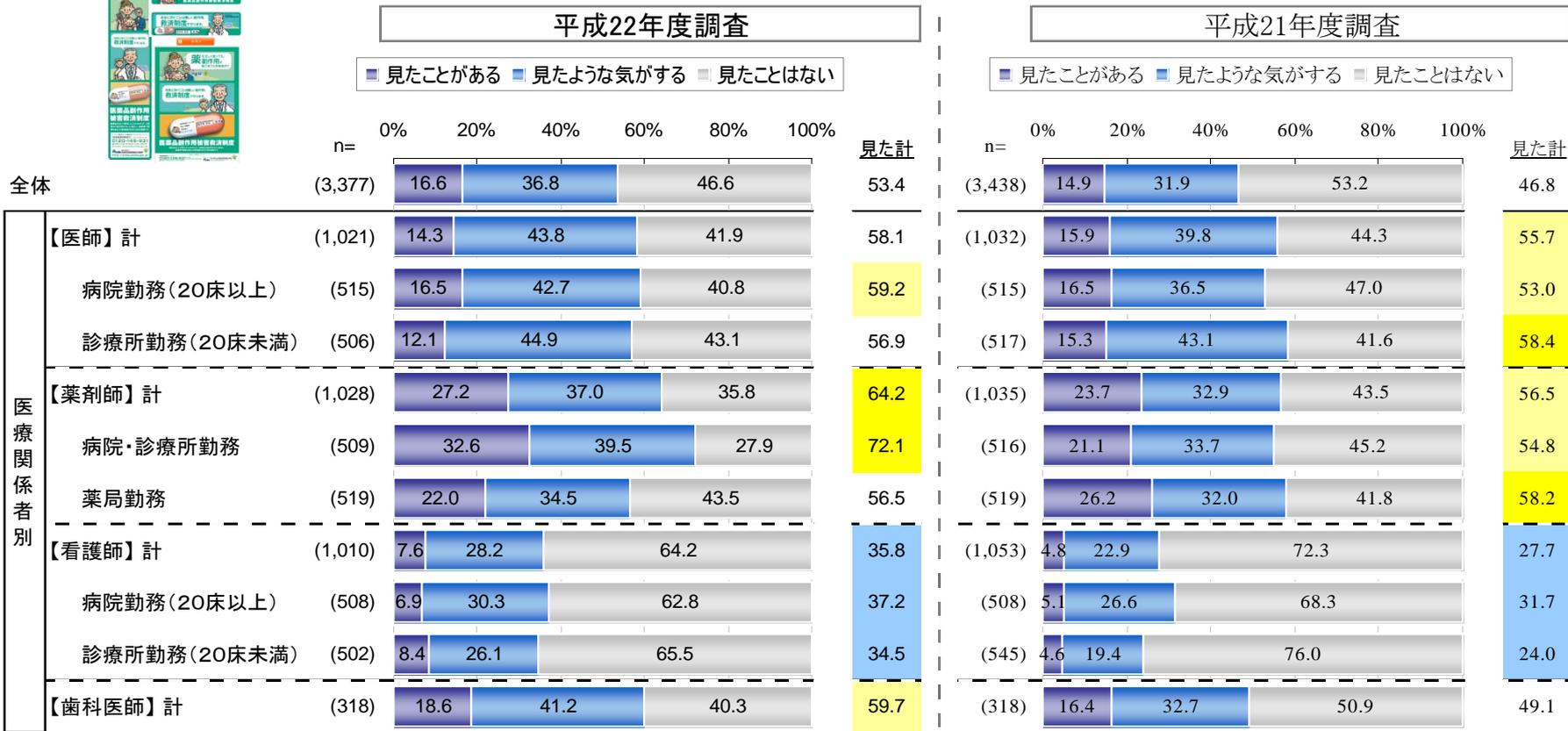
- 『薬剤師(病院・診療所勤務)』は、「関わったことがある」が24%とやや高め。

8 広告の認知率

単一回答

平成22年度 Q8 画像(新聞・交通広告、ポスター)をご覧になってからお答えください。あなたは、この広告をひとつでも見たことがありますか。

平成21年度 Q8 上記画像をご覧になってからお答えください。あなたは、この広告を見たことがありますか。



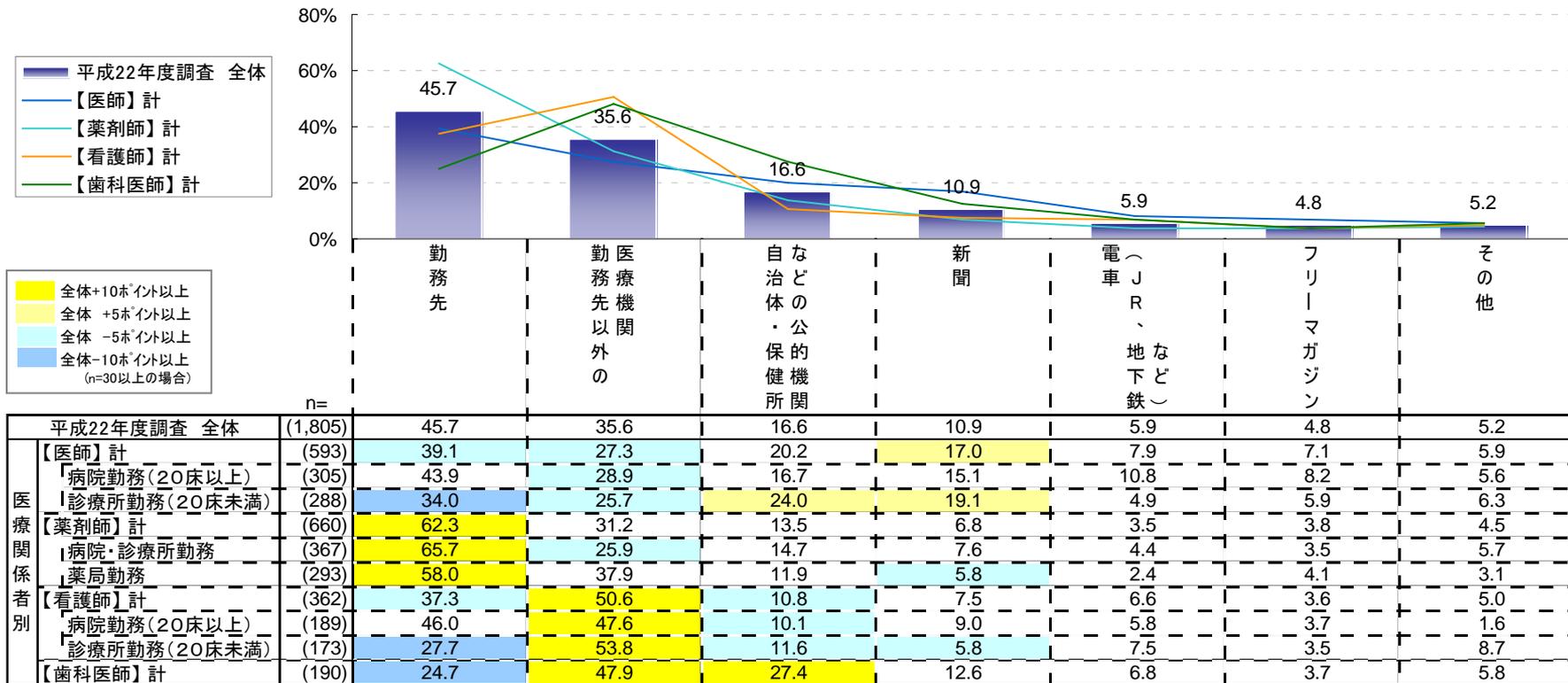
- 広告の認知率(見たことがある+見たような気がする)は、53%。
- 前回調査より、7ポイント近く上昇している。
- 【医療関係者別】
- 『薬剤師』で認知率が最も高く、64%。特に『薬剤師(病院・診療所勤務)』では7割を超える。
- また、『薬剤師』は「見たことがある」の割合が他の医療従事者より高く、認知の度合いも高いといえる。

9 広告の接触媒体

複数回答

平成22年度 Q9 あなたは、どこでこの広告を見ましたか。あてはまるものを全てお選びください。

* 広告接触者ベース



※全体値の降順でソート

- 広告に接触した主な場所は、「勤務先」46%、「勤務先以外の医療機関」36%、「自治体・保健所などの公的機関」17%。
- 「その他」の内容として、「薬局・調剤薬局」、「医師会・医師会報」、「薬剤師会・薬剤師会報」、「PMDAや厚生労働省のHP」などの記述が見られた。

【医療関係者別】

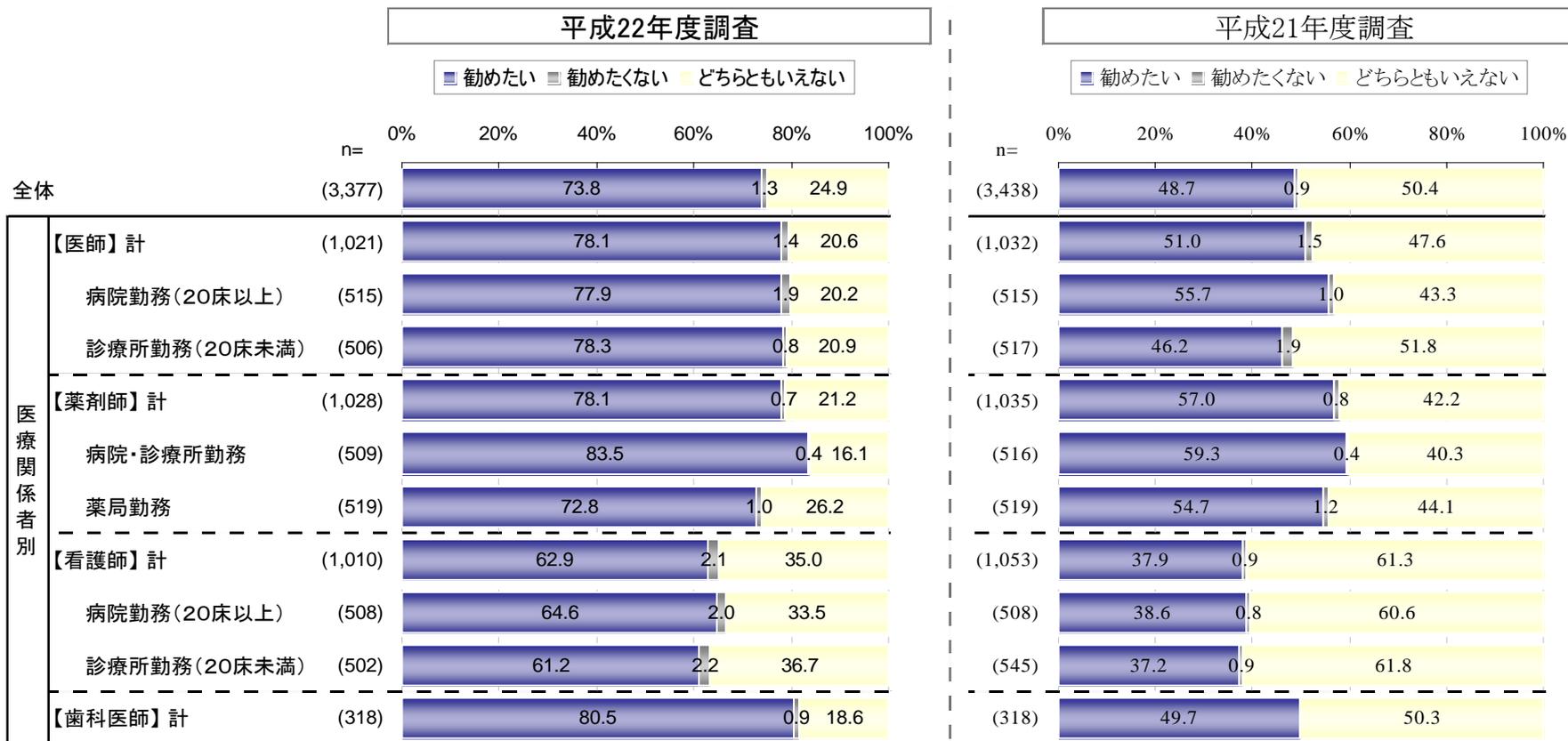
- 『薬剤師』で「勤務先」が高い。『看護師』では「勤務先以外の医療機関」が最も高い。
- また、『歯科医師』でも「勤務先以外の医療機関」が高くトップ、次いで「自治体・保健所などの公的機関」が2番手となっている。

10 医薬品副作用被害救済制度を勧めたいか

単一回答

平成22年度 Q10 あなたは今後、医薬品を適正に使用したにもかかわらず発生した副作用による入院が必要な程度の健康被害に遭われた患者さんに対し「医薬品副作用被害救済制度」の利用を勧めたいと思いますか。

平成21年度 Q12 あなたは今後、「健康被害救済制度」の利用を患者さんに勧めたいとお考えですか。



※平成21年度は「健康被害救済制度」について聴取

- 医薬品副作用被害救済制度を患者に勧めたいかについては、74%が「勧めたい」と回答。「勧めたくない」は1%。
- [参考] 前回調査より、「勧めたい」が大きくスコアを伸ばしている。

【医療関係者別】

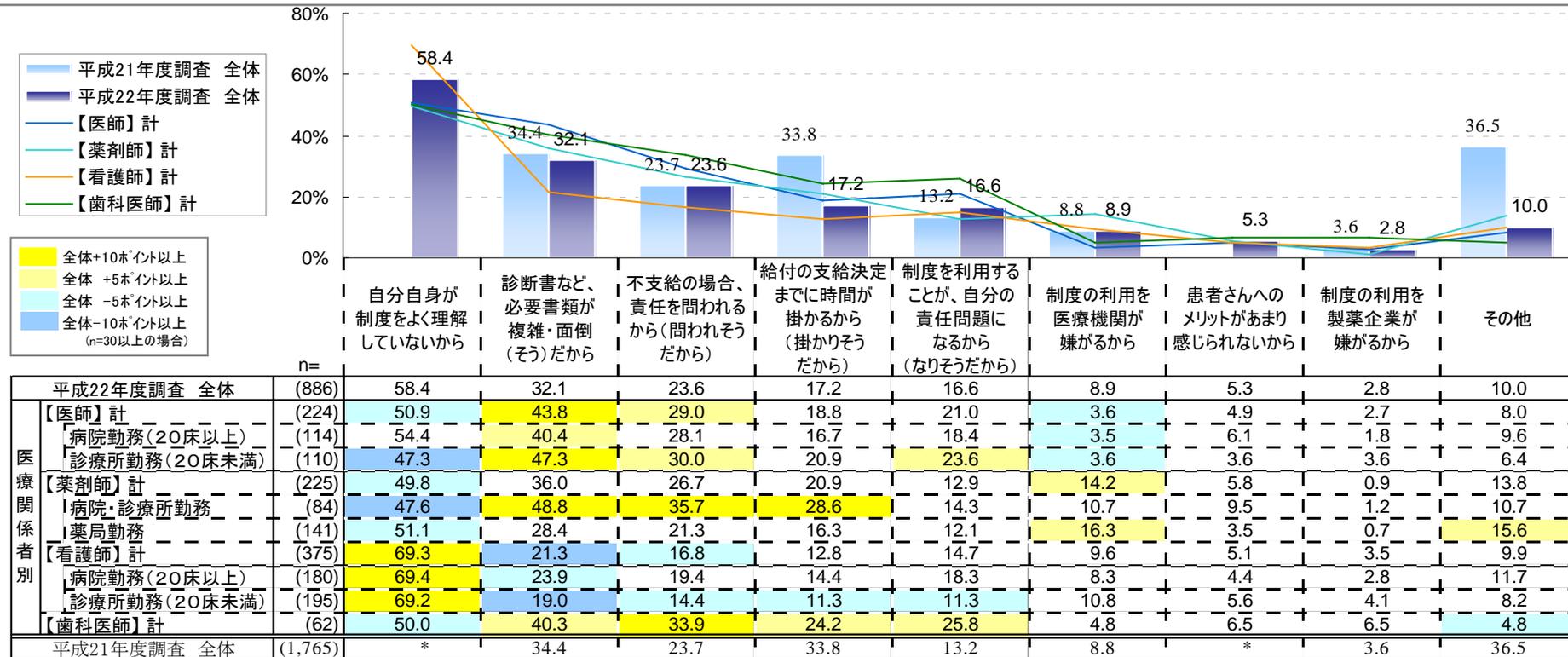
- 『薬剤師(病院・診療所勤務)』で「勧めたい」が84%と高め。また、『歯科医師』でもやや高く、8割を超えている。

11 医薬品副作用被害救済制度 勧めたくない理由

複数回答

平成22年度 Q11 あなたが、「医薬品副作用被害救済制度」の利用を「勧めたくない」「どちらともいえない」と回答されたのはどのような理由からですか。

平成21年度 Q14あなたはQ12で健康被害救済制度の利用を患者さんに勧めたいかという質問において【Q12の選択内容】と回答されましたが、どのような理由からですか。



注) 「給付の支給決定までに時間が掛かるから(掛かりそうだから)」は平成21年度調査は「時間がかかるから・取られるから」、
 「制度を利用することが、自分の責任問題になるから(なりそうだから)」は平成21年度調査は「活用することが、自分の責任問題になるから」、
 「制度の利用を医療機関が嫌がるから」は平成21年度調査は「活用を医療機関が嫌がるから」、
 「制度の利用を製薬企業が嫌がるから」は平成21年度調査は「活用を製薬企業が嫌がるから」で聴取
 ※平成21年度は「健康被害救済制度」について聴取 平成22年度全体値の降順でソート
 *:平成21年度非聴取項目

- ・医薬品副作用被害救済制度を患者に勧めたくない主な理由は、「自分自身が制度をよく理解していないから」58%、「診断書など、必要書類が複雑・面倒だから」32%、「不支給の場合、責任を問われるから(問われそうだから)」24%。
- ・「その他」の理由は、「副作用の判別が難しい」、「勧める立場・判断する立場にない」などの意見が多く見られた。
- ・[参考] 前回調査より、「給付の支給決定までに時間が掛かるから(掛かりそうだから)」が下がっている。

【医療関係者別】

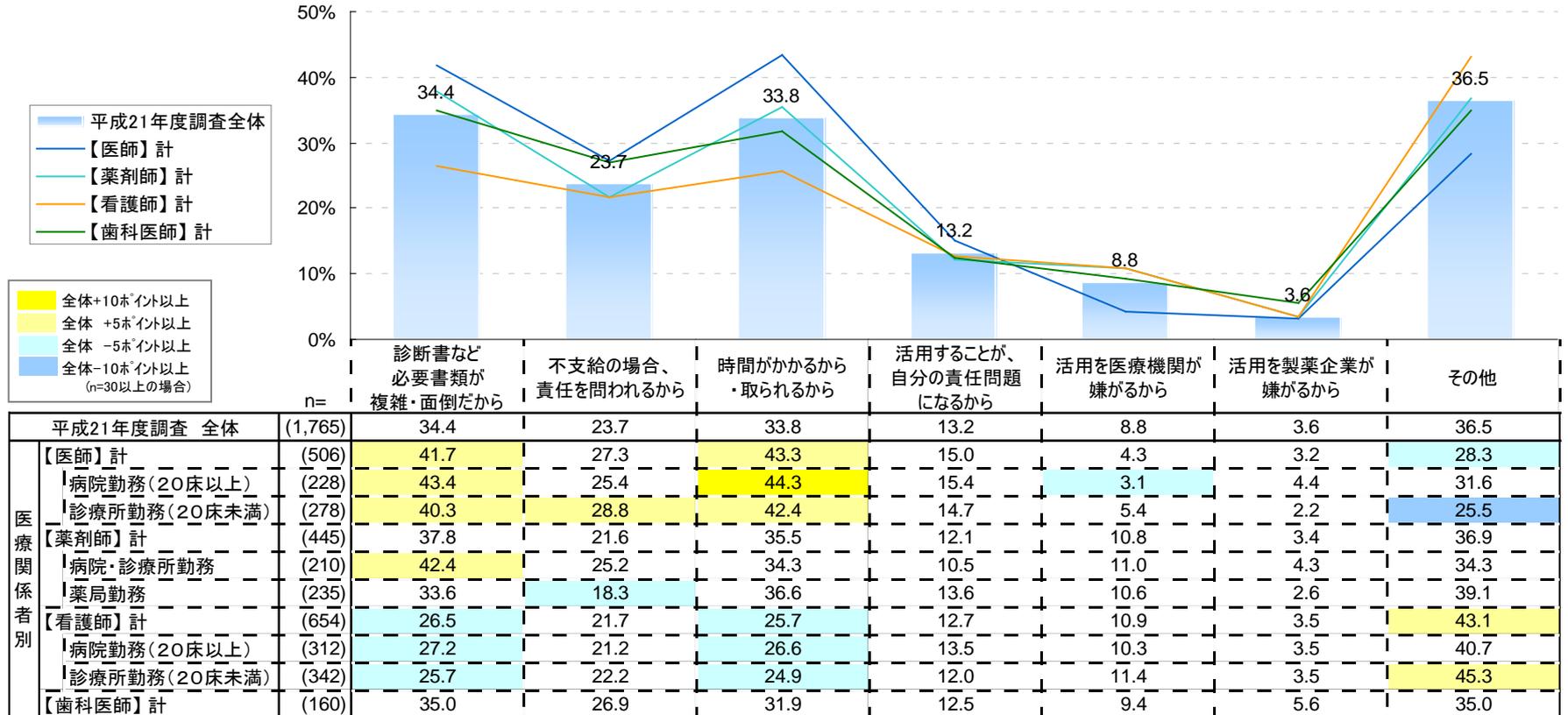
- ・『医師』で、「診断書など、必要書類が複雑・面倒だから」が他の医療従事者と比べ高い。
- また、『薬剤師(病院・診療所勤務)』および『歯科医師』では、「自分自身が制度をよく理解していないから」を除く上位項目が高い。
- 一方、『看護師』は、「自分自身が制度をよく理解していないから」が7割と突出している。

11 医薬品副作用被害救済制度 勧めたくない理由 (平成21年度調査)

複数回答

平成21年度 Q14あなたはQ12で健康被害救済制度の利用を患者さんに勧めたいかという質問において【Q12の選択内容】と回答されましたが、どのような理由からですか。

* どちらともいえない・勧めたくない回答者ベース

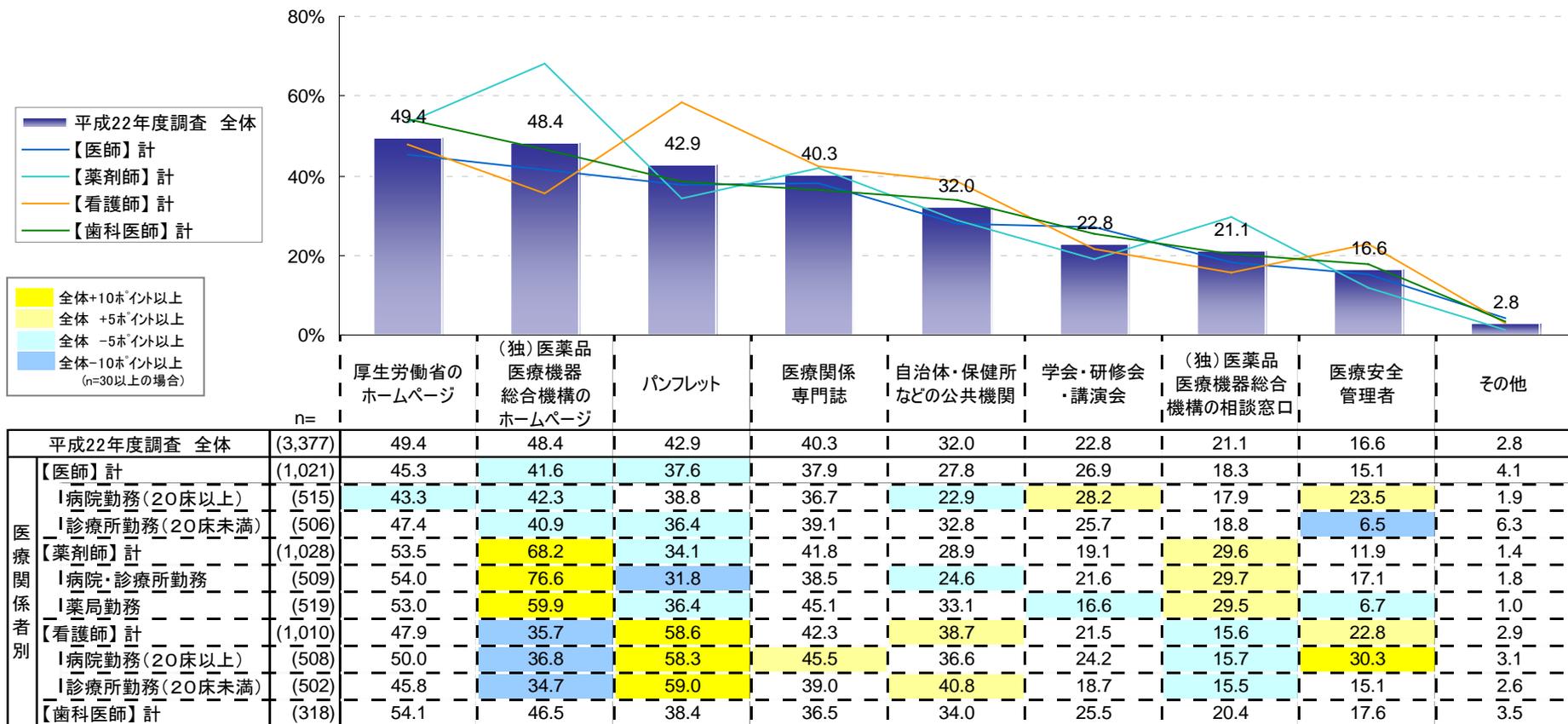


※平成21年度は「健康被害救済制度」について聴取 平成22年度全体値の降順でソート

12 医薬品副作用被害救済制度 情報入手経路

複数回答

平成22年度 Q12 あなたが、「医薬品副作用被害救済制度」について情報を収集する場合、どのような方法で、またはどこから情報が入手できるとよいと思いますか。



※全体値の降順でソート

- 医薬品副作用被害救済制度に関する情報入手経路として最も望ましいのは、「厚生労働省のホームページ」、「(独)医薬品医療機器総合機構のホームページ」で、ともに約半数。次いで「パンフレット」43%、「医療関係専門誌」40%。
- 「その他」として、「医師会・医師会報」や「MR・製薬会社」などが見られた。
- 【医療関係者別】
- 『薬剤師』では「(独)医薬品医療機器総合機構のホームページ」が高く、トップ。また、「(独)医薬品医療機器総合機構の相談窓口」も高め。『看護師』では「パンフレット」がトップとなっている。

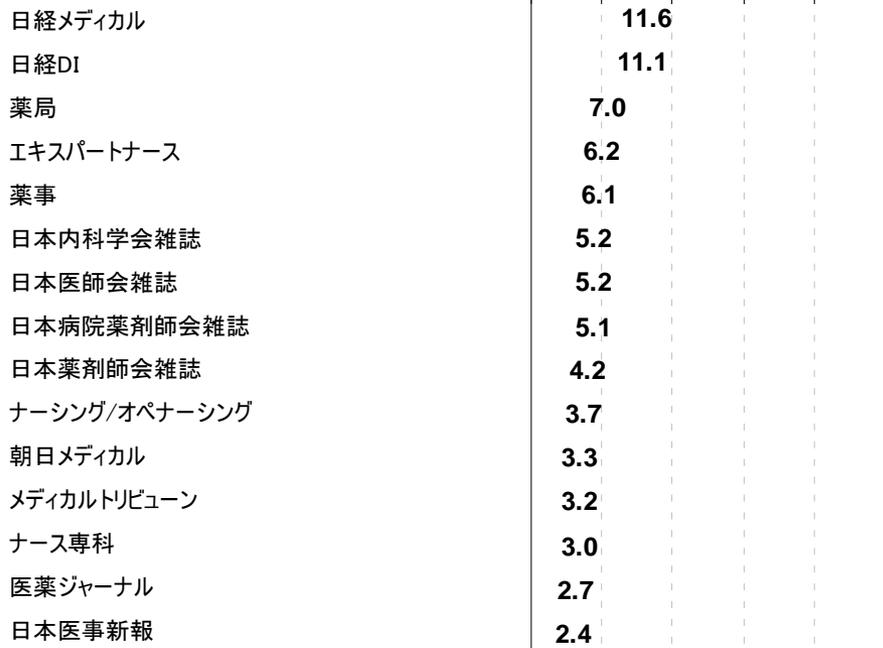
13 普段読んでいる医療関係専門誌 <自由記述>

複数回答

平成22年度 Q13 あなたが、ふだんお読みになっている医療関係専門誌は何ですか。3誌まで挙げてください。

(n=3,377)

0% 10% 20% 30% 40% 50%



上位抜粋

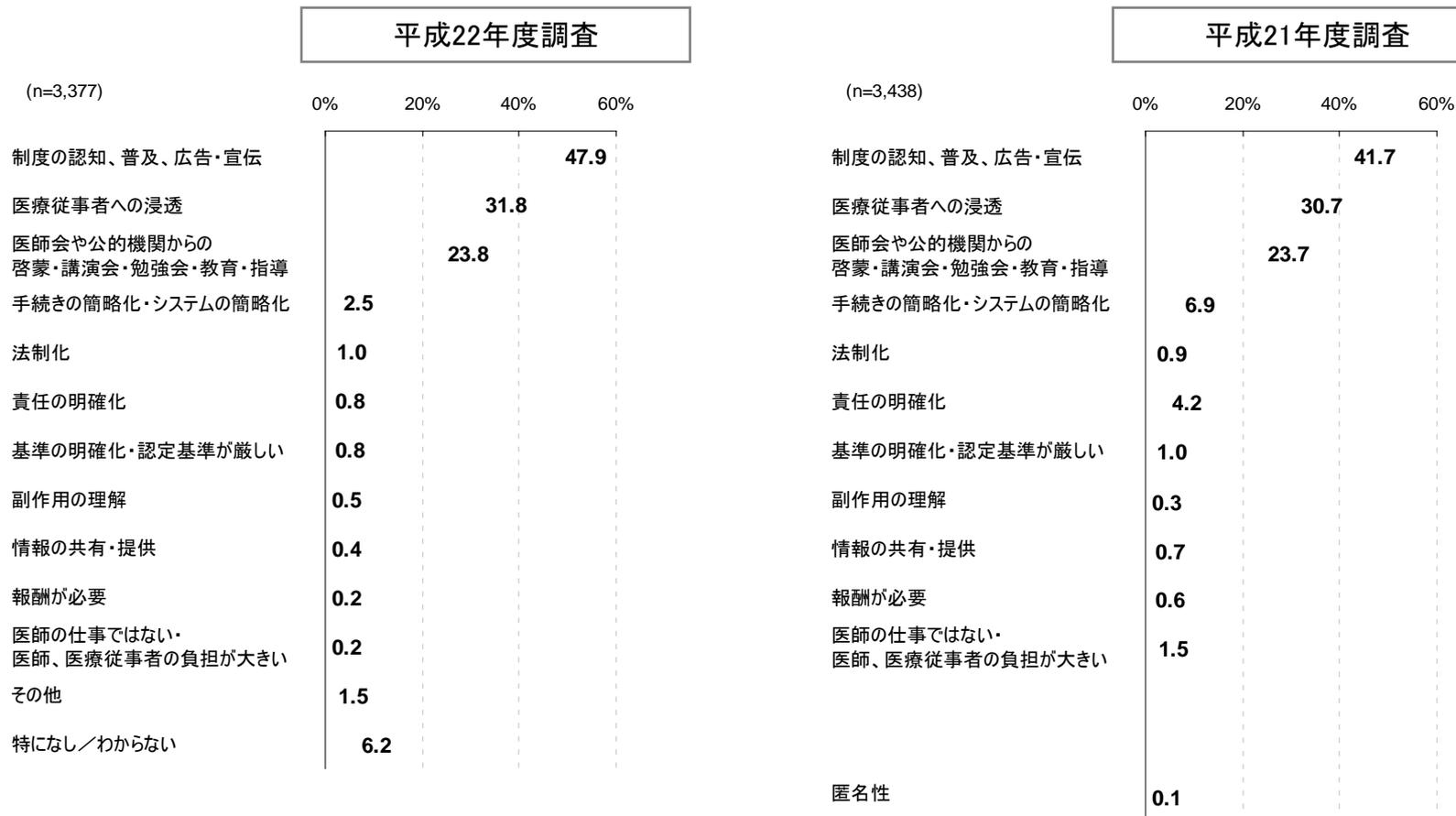
•「日経メディカル」、「日経DI」が1割を超えて上位。

14 医薬品副作用被害救済制度 有効な周知方法 <自由記述>

複数回答

平成22年度 Q14 「医薬品副作用被害救済制度」をより多くの医療関係者の皆様に知っていただき利用のご協力をいただくためにはどのような方法がよいと思いますか。

平成21年度 Q16 今後、「健康被害救済制度」の活用を、医療関係者の皆様にご協力いただくためにはどのようなことが必要だと思いますか。



- 医薬品副作用被害救済制度の有効な周知方法として、「制度の認知、普及、広告・宣伝」48%、「医療従事者への浸透」32%、「医師会や公的機関からの啓蒙・講演会・勉強会・教育・指導」24%などが上位。
- 前回調査と今回調査で傾向はかわらない。

15 医療安全管理者 担当経験の有無

単一回答

平成22年度 Q15 あなたは、お勤め先で「医療安全管理者」を担当されたことはありますか。

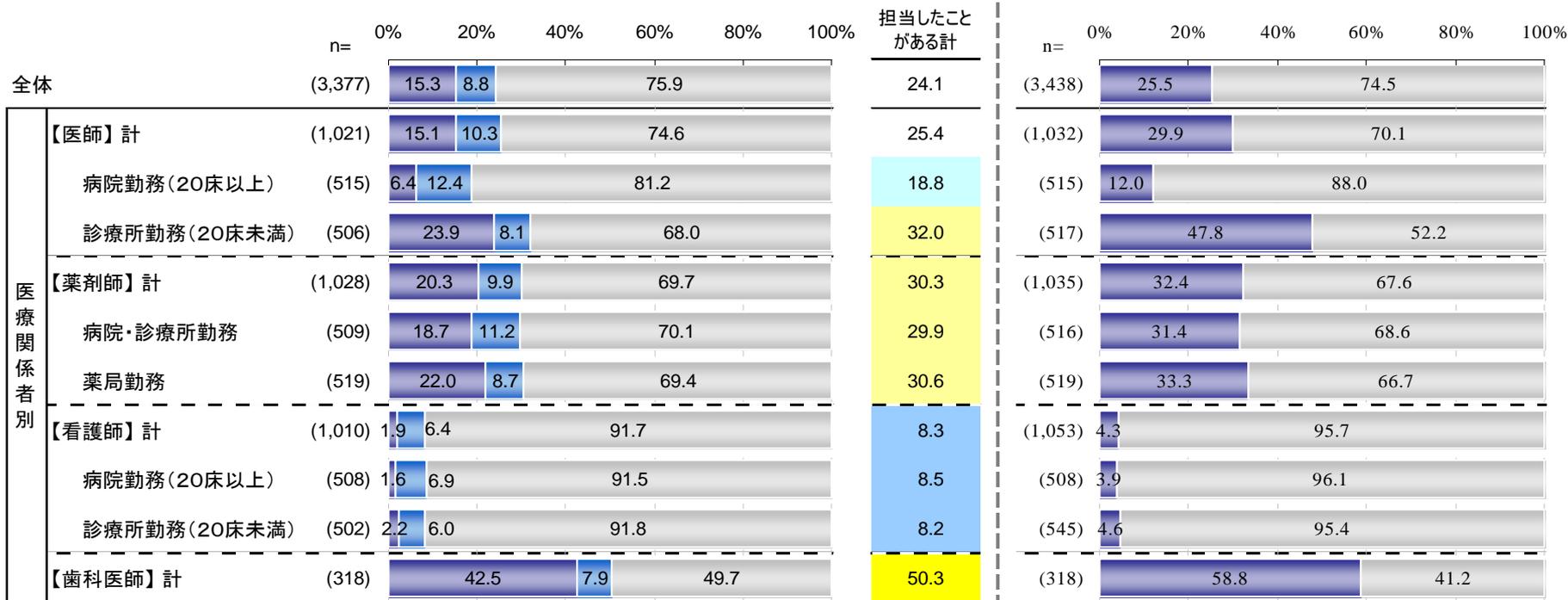
平成21年度 Q4 あなたは現在お勤めの施設で、医療安全管理者を担当されていますか。

平成22年度調査

平成21年度調査

■ 現在、担当している ■ 過去に担当したことがある ■ 担当したことがない

■ 担当している ■ 担当していない



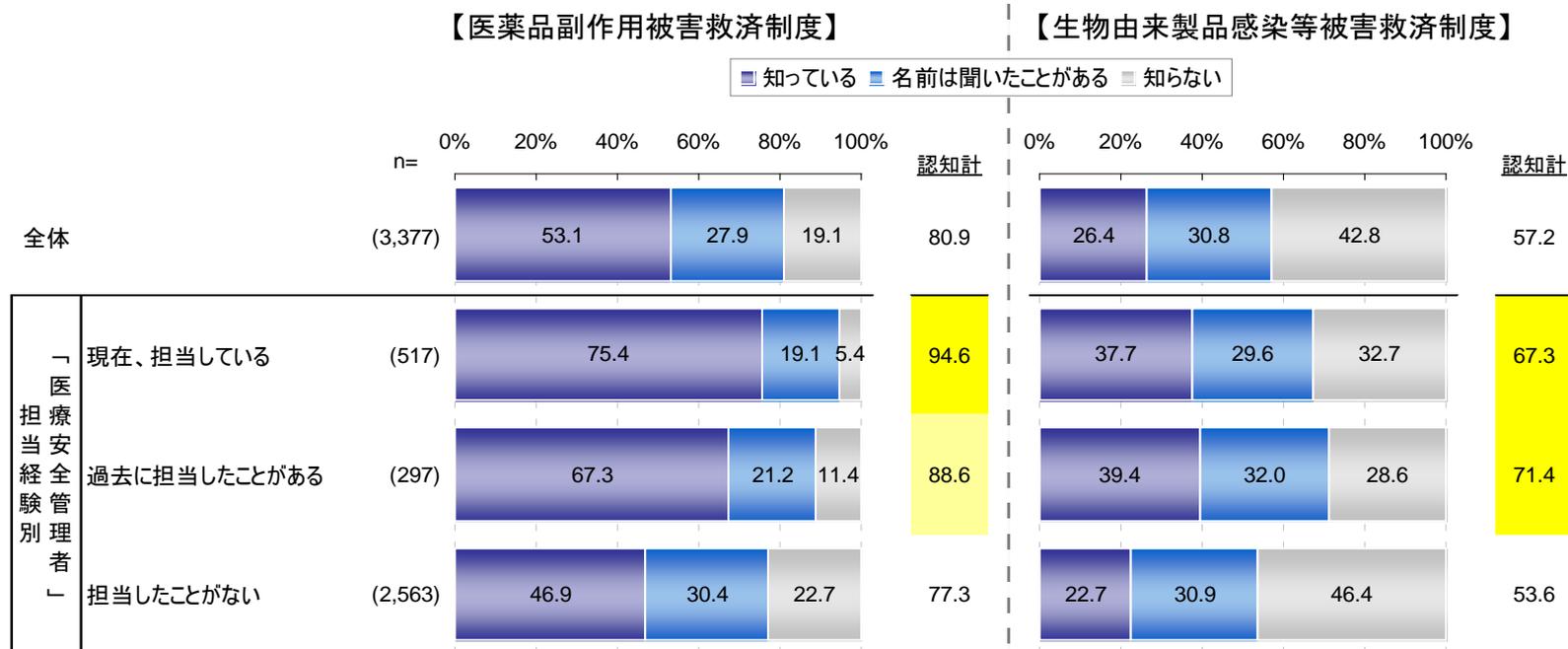
※平成22年度と平成21年度では選択肢が異なる 平成21年度は「健康被害救済制度」について聴取

- ・医療安全管理者の担当状況について、15%が「現在、担当している」と回答。「過去に担当したことがある」を合わせた担当経験者は24%。
- ・[参考] 前回調査と比較すると、「(現在)担当している」の割合が下がっている。

【医療関係者別】

- ・『歯科医師』で、「現在、担当している」のスコアが特徴的に高い。

平成22年度 Q1 あなたは、下記に挙げた健康被害救済制度をご存じですか。以下それぞれにあてはまるものをひとつお選びください。



【医薬品副作用被害救済制度：「医療安全管理者」担当経験別】

・『現在、担当している』で、認知率が最も高く95%。次いで『過去に担当したことがある』で89%。

【生物由来製品感染等被害救済制度】

・『過去に担当したことがある』で、認知率が最も高く71%。次いで『現在、担当している』で67%。

付録：調査票

〔平成22年度調査〕

医薬品に関する調査

下記アンケートにご協力お願いいたします。
【注】お一人1回までの回答をお願いいたします。

Q1 あなたは、下記に挙げた健康被害救済制度をご存じですか。
以下それぞれにあてはまるものをひとつお選びください。
【必須入力】

	1 知っている	2 名前は聞いたことがある	3 知らない
1. 医薬品副作用被害救済制度	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>
2. 生物由来製品感染等被害救済制度	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>
3. 予防接種健康被害救済制度	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>
4. 献血者健康被害救済制度	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>
5. 石綿(アスベスト)健康被害救済制度	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>

ここで改ページ

Q2 前問で医薬品副作用被害救済制度を「知っている」「名前は聞いたことがある」と回答された方にお聞きます。
あなたは「医薬品副作用被害救済制度」について、以下それぞれにあてはまるものをひとつお選びください。
【必須入力】

	1 知っている	2 知らない	3 分からない
1. 医薬品の副作用による被害を受けた方の迅速な救済を図ることを目的とした公的な制度である	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>
2. 医薬品を、適正に使用したにもかかわらず発生した副作用による疾病や障害などの健康被害)について救済給付を行う	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>
3. 入院が必要な程度の疾病や障害などの健康被害)について救済給付を行う	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>
4. 給付の種類が10以上の種類がある	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>
5. 給付は、種類ごとにそれぞれ請求期限がある	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>

ここで改ページ

Q3 Q1で医薬品副作用被害救済制度を「知っている」「名前は聞いたことがある」と回答された方にお聞きます。
あなたは、「医薬品副作用被害救済制度」の運営主体をご存じですか。あてはまるものをひとつお選びください。
【必須入力】

- 1. 厚生労働省
- 2. 地方自治体(都道府県、市町村など)
- 3. 健康保険組合連合会
- 4. (独)医薬品医療機器総合機構
- 5. その他の組織・団体
- 6. 知らない

ここで改ページ

Q4 Q1で医薬品副作用被害救済制度を「知っている」「名前は聞いたことがある」と回答された方にお聞きます。
あなたは「医薬品副作用被害救済制度」をどのようにして知りましたか。または、どのようにして名前を聞きましたか。
あてはまるものをすべてお選びください。
【必須入力】

- 1. テレビ放送
- 2. ラジオ放送
- 3. 新聞(記事・広告を問わず。折込みチラシを除く)
- 4. 週刊誌・フリーマガジン(記事・広告を問わず)
- 5. 医療関係専門誌
- 6. 学会・研修会・講演会
- 7. 大学・専門学校の授業
- 8. 勤務先での説明
- 9. (独)医薬品医療機器総合機構のホームページ
- 10. 厚生労働省のホームページ
- 11. その他のインターネットのホームページ
- 12. 人から聞いた/教えてもらった
- 13. パンフレット
- 14. ポスター・ステッカー
- 15. (独)医薬品医療機器総合機構作成のDVD
- 16. 病院・医院の院内ビジョン
- 17. 副作用報告制度の報告用紙
- 18. その他

ここで改ページ

Q5 「医薬品副作用被害救済制度」について「人から聞いた/教えてもらった」と回答された方にお聞きします。
あなたは「医薬品副作用被害救済制度」について、誰から知りましたか。
あてはまるものをすべてお選びください。

【必須入力】

- 1. 医師
- 2. 薬剤師
- 3. 看護師
- 4. 歯科医師
- 5. 製薬企業の社員
- 6. 患者
- 7. 病院の事務職員
- 8. 保健所の職員
- 9. その他



ここで改ページ

Q6 Q4で「医薬品副作用被害救済制度」について、「パンフレット」「ポスター・ステッカー」から知った、と回答された方にお聞きします。
あなたは「医薬品副作用被害救済制度」のパンフレット、ポスター・ステッカーをどこで見たり、入手したりしましたか。あてはまるものをすべてお選びください。

【必須入力】

- 1. 勤務先
- 2. 勤務先以外の医療機関
- 3. 学会・研修会・講演会
- 4. 自治体・保健所などの公共機関
- 5. (独)医薬品医療機器総合機構
- 6. 電車(JR地下鉄など)
- 7. その他



ここで改ページ

Q7 Q1で「医薬品副作用被害救済制度」を知っている、「名前は聞いたことがある」と回答された方にお聞きします。
あなたは、これまで「医薬品副作用被害救済制度」にかかわったことがありますか。

【必須入力】

- 1. ある
- 2. ない



ここで改ページ

▶ 広告 A



完全に防ぐことは難しい副作用。
救済制度で守ります。



医薬品副作用被害救済制度

医薬品を正しく使用したにもかかわらず、入院相当の副作用が生じた場合に、医療費や障害年金などの救済給付を行う公的な制度です。

相談は、お電話かメールで。
(救済制度相談窓口) (フリーダイヤル)
0120-149-931
●受付時間: 月～金 (祝日・年末年始を除く) 午前9時～午後5時30分
E-mail: kyufu@pmda.go.jp

独立行政法人
pmda 医薬品医療機器総合機構
<http://www.pmda.go.jp>

▶ 広告 B



▶ 広告 C



完全に防ぐことは難しい副作用。
救済制度で守ります。



医薬品副作用被害救済制度

医薬品を正しく使用したにもかかわらず、入院相当の副作用が生じた場合に、医療費や障害年金などの救済給付を行う公的な制度です。

相談は、お電話かメールで。
0120-149-931 E-mail: kyufu@pmda.go.jp
独立行政法人 医薬品医療機器総合機構
<http://www.pmda.go.jp>

▼ 以下のボタンをクリックすると別画面で画像表示されます。▼
必ずクリックして、別画面に表示される画像全体をよくご覧ください。

▶ 広告 A

▶ 広告 B

▶ 広告 C

Q8 画像(新聞・交通広告、ポスター)をご覧になってからお答えください。
あなたは、この広告をひとつでも見たことがありますか。

【必須入力】

- 1. 見たことがある
- 2. 見たような気がする
- 3. 見たことはない

✂ ここで改ページ

Q9 前問で「見たことがある」「見たような気がする」と回答された方にお聞きします。
あなたは、どこでこの広告を見ましたか。あてはまるものをすべてお選びください。

【必須入力】

- 1. 新聞
- 2. フリーマガジン
- 3. 電車(JR、地下鉄など)
- 4. 勤務先
- 5. 勤務先以外の医療機関
- 6. 自治体・保健所などの公的機関
- 7. その他

✂ ここで改ページ

Q10 下記の説明を読み回答してください。

あなたは今後、医薬品を適正に使用したにもかかわらず発生した副作用による入院が必要な程度の健康被害に遭われた患者さんに対し「医薬品副作用被害救済制度」の利用を勧めたいと思いますか。

【必須入力】

■以下の説明をご覧ください。

医薬品副作用被害救済制度は、病院・診療所で投薬された医薬品や薬局などで購入した医薬品を適正に使用したにもかかわらず発生した副作用による入院が必要な程度の疾病や障害などの健康被害を受けた方に対して、救済給付を行なう公的な制度です。

- 1. 勧めたい
- 2. 勧めたくない
- 3. どちらともいえない

ここで改ページ

Q11 前問で「勧めたくない」「どちらともいえない」と回答された方にお聞きします。

あなたが、「医薬品副作用被害救済制度」の利用を「勧めたくない」「どちらともいえない」と回答されたのはどのような理由からですか。あてはまるものをすべてお選びください。

【必須入力】

- 1. 診断書など、必要書類が複雑・面倒(そう)だから
- 2. 給付の支給決定までに時間が掛かるから(掛かりそうだから)
- 3. 不支給の場合、責任を問われるから(問われそうだから)
- 4. 制度を利用することが、自分の責任問題になるから(なりそうだから)
- 5. 制度の利用を医療機関が嫌がるから
- 6. 制度の利用を製薬企業が嫌がるから
- 7. 自分自身が制度をよく理解していないから
- 8. 患者さんへのメリットがあまり感じられないから
- 9. その他

ここで改ページ

Q12 あなたが、「医薬品副作用被害救済制度」について情報を収集する場合、どのような方法で、またはどこから情報が入手できるとよいと思いますか。あてはまるものをすべてお選びください。

【必須入力】

- 1. 医療関係専門誌
- 2. 学会・研修会・講演会
- 3. (独)医薬品医療機器総合機構のホームページ
- 4. (独)医薬品医療機器総合機構の相談窓口
- 5. 厚生労働省のホームページ
- 6. インフレット
- 7. 医療安全管理者
- 8. 自治体・保健所などの公共機関
- 9. その他

ここで改ページ

Q13 あなたが、ふだんお読みになっている医療関係専門誌は何ですか。3誌まで挙げてください。

【1誌以上必須】

	(必須入力)

ここで改ページ

Q14 「医薬品副作用被害救済制度」を、より多くの医療関係者の皆様にご活用いただくためには、どのような方法がよいと思いますか。今後の参考にさせていただきますので、忌憚のないご意見をお聞かせください。

【必須入力】

--

※500文字以内でご記入ください。

ここで改ページ

Q15 あなたは、お勤め先で「医療安全管理者」を担当されたことはありますか。

【必須入力】

- 1. 現在、担当している
- 2. 過去に担当したことがある
- 3. 担当したことがない



ここで改ページ

Q16 あなたのお勤め先はどちらですか。

【必須入力】

- 1. 病院(ベッド数20床以上)
- 2. 診療所、クリニック、医院など
- 3. 薬局
- 4. その他



ここで改ページ

Q17 現在のお勤め先が「病院」と回答された方にお聞きます。

あなたのお勤め先の病院はどちらですか。

【必須入力】

- 1. 国立病院(ナショナルセンター、国立ハンセン病療養所を含む)
- 2. 大学病院
- 3. 自治体病院(都道府県立病院、市町村立病院)
- 4. 日本赤十字社(日本赤十字社医療センター、〇〇赤十字病院など)
- 5. 済生会(済生会〇〇病院、〇〇済生病院など)
- 6. 厚生連(厚生連〇〇病院、〇〇厚生病院など)
- 7. その他(1~6以外の病院)



ここで改ページ

Q18 あなたが、医師国家試験に合格されたのはいつですか。

【必須入力】

- 1. 平成20年度以降
- 2. 平成19年度以前



ここで改ページ

Q19 現在お勤めの施設での勤務形態を教えてください。

【必須入力】

- 1. 開業医
- 2. 勤務医

アンケートは以上で終わりです。ご協力ありがとうございました。
回答もれがないか確認し、よろしければ「送信」ボタンをクリックしてください。

送信



M3, Inc. Copyright 2000-2010 M3, Inc. All Rights Reserved.
MR君はエムスリー株式会社の商標です。
[利用規約](#) | [お問い合わせ](#)

〔平成21年度調査〕

医薬品に関する調査

下記アンケートにご協力をお願いします。
【注】お一人1回までの回答をお願いします。

本アンケート内では「Acrobat Reader」が必要となっております。
Acrobat Readerをお持ちでない方はこちらよりダウンロードしてください。《無料》
 Acrobat Readerを利用して表示される画面は環境によって表示までにお時間がかかる場合がございますのでご注意ください。

Q1 あなたは「健康被害救済制度」をご存知ですか。
【必須入力】

知っている	名前は聞いたことがある	知らない
<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>

ここで改ページ

Q2 あなたは下記に挙げた「健康被害救済制度」をご存知ですか。
【必須入力】

	1 知っている	2 名前は聞いたことがある	3 知らない
1. 医薬品副作用被害救済制度	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>
2. 生物由来製品感染等被害救済制度	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>

ここで改ページ

Q3 あなたは「健康被害救済制度」の運営主体をご存知ですか。
あてはまるものをひとつお選びください。
【必須入力】

1. 厚生労働省
 2. 地方自治体(都道府県、市町村など)
 3. 社会保険庁
 4. 健康保険組合連合会
 5. 医薬品医療機器総合機構
 6. その他

ここで改ページ

Q4 あなたは現在お勤めの施設で、医療安全管理者を担当されていますか。
【必須入力】

1 担当している	2 担当していません
<input type="radio"/>	<input type="radio"/>

ここで改ページ

Q5 あなたは「健康被害救済制度」をどのように知りましたか。
あてはまるものを全てお選びください。
【必須入力】

1. パンフレット
 2. ポスター
 3. DVD
 4. テレビ
 5. 雑誌(記事・広告)
 6. 新聞(記事・広告)
 7. 医療関連専門誌
 8. 学会・研修会
 9. 講演会
 10. 医薬品医療機器総合機構のホームページ
 11. 病院からの指導
 12. 県庁や保健所などの公的機関
 13. 同僚の医師、医師仲間
 14. 同僚の薬剤師
 15. 同僚の看護師
 16. 製薬企業から
 17. 患者さんから
 18. その他

ここで改ページ

Q6 あなたは「健康被害救済制度」のパンフレットやポスターをどのように見たり、入手したりしましたか。
それぞれあてはまるものを全てお選びください。
※前問でお答えの内容によっては、パンフレット・ポスターのいずれか一方のみが表示されます。
【必須入力】

	1 勤務先	2 学会・研修会	3 他の医療機関	4 県庁や保健所などの公的機関	5 医薬品医療機器総合機構	6 同僚から	7 製薬企業	8 電車・JR・地下鉄など	9 その他
1. パンフレット	<input type="checkbox"/>								
2. ポスター	<input type="checkbox"/>								

ここで改ページ

Q7 「健康被害救済制度」について、以下それぞれにあてはまるものをひとつお選びください。
【必須入力】

	1 知っている	2 知らない	3 分からない
1. 医薬品の副作用による被害を受けた方の迅速な救済を図ることを目的とした公的な制度である	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>
2. 医薬品を、適正に使用したにもかかわらず発生した副作用による疾病や障害などの健康被害について救済給付を行う	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>
3. 入院が必要な程度の疾病や障害などの健康被害について救済給付を行う	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>
4. 健康被害救済制度は全ての医薬品が対象となるわけではない	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>
5. 医薬品製造販売業者の損害賠償責任が明らかでない場合は対象とならない制度である	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>
6. 給付の種類は、いくつかの種類がある (給付の種類：医療費、医療手当、障害年金、障害児養育年金、遺族年金、遺族一時金、葬祭料)	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>
7. 給付は、種類ごとにそれぞれ請求期限がある	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>

ここで改ページ

▼ 以下のボタンをクリックすると別画面で画像表示されます。▼
必ずクリックして、別画面に表示される画像全体をよくご覧ください。

▶ 画像表示

Q8 上記画像をご覧ください。あなたはこの広告を見たことがありますか。
【必須入力】

1	2	3
見たことがある	見たような気がする	見たことない
<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>

ここで改ページ

▼ 以下のボタンをクリックすると別画面で画像表示されます。▼
別画面に表示される画像全体をよくご覧ください。

▶ 画像表示

Q9 あなたは、どこでこの広告を見ましたか。
あてはまるものを全てお選びください。
【必須入力】

- 1. 新聞(記事・広告を問わず)・折込みチラシを除く
- 2. 週刊誌(記事・広告を問わず)
- 3. 医療関係専門誌
- 4. 医薬品医療機器総合機構のホームページ
- 5. その他のインターネットのホームページ
- 6. 電車(JR、地下鉄など)
- 7. 薬局・薬店(ドラッグストア含む)
- 8. 病院・医院
- 9. 県庁・役所・保健所などの公共機関
- 10. その他

ここで改ページ

Q10 あなたはこれまでに「健康被害救済制度」に係ったことはありますか。
【必須入力】

1	2
係わったことがある	係わったことない
<input type="radio"/>	<input type="radio"/>

ここで改ページ

Q11 あなたはQ10で健康被害救済制度に【Q10の選択内容】と回答されましたが、どのような理由からですか。
【必須入力】

※800文字以内で記入ください。

薬を正しく使っても、副作用が起こることがあるのですか？

副作用などを完全に防ぐことは、難しいとされています。そんな時のために、「健康被害救済制度」があります。

「医薬品」や、「ワクチン」などの「生物由来製剤」は、人の命や健康を守るのに欠かせないものです。しかしこれらの中には副作用や健康被害に届くことは、稀いとされています。遠征に使用した際に健康被害を来してしまった時のために、健康被害救済制度があります。人が必要な治療や検査など、健康被害を受けた方に救済を行う公的な制度です。

健康被害救済制度

医薬品副作用救済制度 | 生物由来製剤健康被害救済制度

医薬品も適正に使用し、人に与えます。生物由来製剤も適正に使用し、人に与えます。副作用や健康被害に届くことは、稀いとされています。遠征に使用した際に健康被害を来してしまった時のために、健康被害救済制度があります。人が必要な治療や検査など、健康被害を受けた方に救済を行う公的な制度です。

http://www.pmda.go.jp | 0120-149-931

独立行政法人 医薬品医療機器総合機構



ここで改ページ

Q12 あなたは今後、「健康被害救済制度」の利用を患者さんに勧めたいとお考えですか。
【必須入力】

1 勧めたい	2 どちらともいえない	3 勧めたくない
<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>



ここで改ページ

Q13 あなたはQ12で健康被害救済制度の利用を患者さんに「勧めたい」と回答されましたが、どのような理由からですか。
【必須入力】

※500文字以内でご記入ください。



ここで改ページ

Q14 あなたはQ12で健康被害救済制度の利用を患者さんに勧めたいかという質問において、【Q12の選択内容】と回答されましたが、どのような理由からですか。
あてはまるものを全てお選びください。
【必須入力】

1. 診断書など必要書類が複雑・面倒だから
2. 時間がかかるから・取られるから
3. 不支給の場合、責任を問われるから
4. 活用することが、自分の責任問題になるから
5. 活用を医療機関が嫌がるから
6. 活用を製薬企業が嫌がるから
7. その他



ここで改ページ

Q15 あなたは、「健康被害救済制度」について、お勤めの施設や関係機関から説明や紹介を受けたことがありますか。
【必須入力】

1 受けたことがある	2 受けたことはない
<input type="radio"/>	<input type="radio"/>



ここで改ページ

Q16 今後、「健康被害救済制度」の活用を、医療関係者の皆様にご協力を頂くためにはどのような事が必要だと思えますか。
今後の参考にさせていただきますので、忌憚のないご意見をご記入ください。
【必須入力】

※500文字以内でご記入ください。

アンケートは以上で終わりです。ご協力ありがとうございました。
回答もれがないか確認し、よろしければ「送信」ボタンをクリックしてください。

送信

株式会社マクロミル

〒108-0075 東京都港区港南2-16-1

品川イーストワンタワー11F

TEL 03-6716-0700 FAX 03-6716-0701